

## 0 一般的事項

### 0 - 1 法解釈への照会

#### 0 - 1 - 1 照会を受ける内容の範囲

法等その執行権限を有する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むとともに、当該照会を関係部局に回付するものとする。

#### 0 - 1 - 2 照会に対する回答方法

- (1) 本事務ガイドライン、連絡文書、審議会等の答申・報告、農業協同組合法の解説書等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。
- (2) 回答に当たって判断がつかないもの等については、地方農政局、沖縄総合事務局又は北海道は、農林水産省経営局協同組織課（以下「協同組織課」という。）へ連絡する。
- (3) 協同組織課は、照会の内容又はこれに対する回答の内容が法令の解釈等広く一般に知らしめる必要のある先例としての価値を有すると判断した場合には、地方農政局沖縄総合事務局又は北海道を通じて、書面による回答を行い、当該回答書面を関係部局に配付するものとする。

### 0 - 2 組合に対する苦情等

#### 0 - 2 - 1 苦情・相談等を受けた場合の対応

組合若しくは農業協同組合中央会又は農事組合法人（以下本項において「組合等」という。）に関する苦情・相談等を受けた場合、申出の内容に応じて、申出人に対し次のように対応する。

- (1) 申出の内容が、公益通報又は公益通報に該当する可能性のある場合  
当該申出が、組合等の使用人からのものであって、その内容が、当該使用人の労務提供先で行われた違法行為や法令に基づく処分への違反行為であるため、公益通報（公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に定義される公益通報をいう。）又は公益通報に該当する可能性のある場合は、「農林水産省公益通報に関するガイドライン」（平成18年3月31日付け17消安第13896号消費・安全局長通知）に沿って対応するものとする。
- (2) 申出の内容が、組合等との個別の契約に関するものの場合  
当該申出の内容が、申出人と組合等との個別の契約に関するもの場合は、行政庁は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び法令等に基づき組合等の健全性等を確保することが職務であることを明確に説明し、必要に応じ、当該組合等及び農協系統の苦情・相談窓口を紹介するものとする。

なお、信用事業に関する苦情に関しては、系統金融機関向け監督指針の「 - 2 -

1 苦情を受けた場合の対応」により、共済事業に関する苦情に関しては、共済事業向け監督指針の「 - 1 - 4 組合に関する苦情・情報提供等」により適切に対応するものとする。

(3) 申出の内容が、違法行為、不当行為又はこれらに当たるおそれのある行為である場合

当該申出の内容が、違法行為、不当行為又はこれらに当たるおそれのある行為である場合(上記(1)(2)に該当する場合を除く。)は、次のように対応するものとする。

当該申出が、その内容についての処分(命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下本項において同じ。)又は勧告等(勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下本項において同じ。)をする権限を有する組合等の指導監督部局に対してされた場合は、内容を精査の上、必要な調査を行う。調査の実施に当たっては、当該申出人の秘密を守るため、当該申出人が特定されないよう十分配慮する。

調査の結果、申出の事実がある場合は、法令に基づく措置その他適切な措置をとる。

なお、申出内容が他の部局又は行政機関に係る事案については、その経過記録や調査結果を当該他の部局又は行政機関に提供する。

当該申出が、その内容についての処分又は勧告等をする権限を有しない部局に対してされた場合は、申出人に対し、当該申出についての処分又は勧告等をする権限を有する他の部局又は行政機関を遅滞なく教示する。

ただし、当該通報が匿名の者からされた場合など、当該通報者の連絡先が不明である場合にはこの限りではない。

また、必要に応じ、その申出内容を当該他の部局又は行政機関に連絡する。

## 0 - 2 - 2 組合等における苦情・相談窓口の設置

組合等に苦情・相談窓口が設置されていない場合は、早急に苦情・相談窓口を整備するよう指導する。また、苦情への対応は、迅速かつ的確に行い、申出人への十分な説明を行うこととし、1件のクレーム解決にとどめることなく、そこから得られる情報を役員をはじめ組織全体にフィードバックできる体制を構築するよう指導する。

## 0 - 3 法令等遵守

法令等遵守について、特に留意すべき点は以下のとおりである。

### 0 - 3 - 1 法令等遵守態勢の整備

(1) 法令等遵守(コンプライアンス)態勢

組合の代表理事が法令等遵守を組合の業務執行上の重要課題と位置付け、全役職員の法令・諸規則の遵守意識を向上させるための「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、周知徹底が図られているか。また、遵守状況について内部監査を行うな

どコンプライアンスの推進に努めるとともに、例えば、代表理事を長とするコンプライアンス委員会を設置するなどコンプライアンスに関する情報を一元的に収集、管理、分析、検討し、適時・適切に措置・方策を講じることができる体制を構築しているか。

#### (2) 内部けん制体制

適切な事務の遂行を確保する、あるいは事故、不正等を未然に防ぐための対策として、内部けん制体制が確立されているか。

具体的には、連続休暇、研修、内部出向制度等、又はこれらの組合せにより、最低限年1回1週間以上連続して職員(管理者を含む。)が職場を離れる等の対策を行っているか。

#### (3) 内部監査体制

法令等遵守態勢の確立と農協の抱える諸リスクへの対応強化を図るため、内部監査がリスク管理を含む管理態勢の適切性・有効性を主要な視点として実施されているか。

具体的には、独立した内部監査専門部署による実効性ある監査を実施し、法令等ルール遵守状況、リスク管理・内部管理の適正性についての検証を実施するとともに、実施後のフォローアップについても適切に行っているか。

### 0 - 3 - 2 不祥事件等の発覚の第一報

組合において不祥事件等が発覚し、第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。

本所等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及びコンプライアンス規定等に則った理事会等への報告。

刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報。

事件とは独立した部署(内部監査部門等)での事件の調査・解明の実施。

### 0 - 3 - 3 行政庁への届出

組合の不祥事件等については、施行規則第231条第1項第20号及び同条第4項に基づき行政庁へ届出されることとなるが、都道府県知事に対しては当該届出を受けた場合は、速やかに地方農政局長(沖縄県にあつては沖縄総合事務局長、北海道にあつては農林水産省経営局長(以下「経営局長」という。))あて報告するよう求めるものとする。なお、地方農政局及び沖縄総合事務局においては、報告の内容について協同組織課に速やかに情報提供するものとする。

この場合において、同項第6号に該当するものとしては、例えば次のようなものが考えられる。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)等、法以外の法令に違反する行為を行った場合

1件当たりの金額が100万円未満の現金等の盗難が短期間に連続して発生した場合

#### 0 - 3 - 4 届出の内容等

組合又は農業協同組合中央会(以下「中央会」という。)における不祥事件等の届出は、不祥事件等の概要、発生部署、当事者、発生期間、実損見込額、発覚の端緒、事後措置、処分の内容等を求めることとする(様式については、別紙様式1を参照。)

なお、一部事項について未確定のものがある場合であっても、業務の適切な運営や財務の健全性に支障を来すおそれのある場合には、不祥事件等の発覚後速やかに届出が行われるよう指導する。

#### 0 - 3 - 5 不祥事件等の確認

不祥事件等の届出を受けた際は、以下の事項を確認することとし、不明な点がある場合は必要に応じ法第93条に基づく報告を求め、又は法第94条に基づく検査を行うよう検査部局(農林水産本省が所管する組合又は中央会については農林水産省大臣官房協同組合検査部(以下「官房検査部」という。)、地方農政局が所管する組合又は中央会については地方農政局協同組合等改革推進プロジェクト・チーム(「地方農政局における担い手支援に関する業務及び農業協同組合等の指導・検査に関する業務の円滑な実施について」(平成19年3月6日付け18組検第878号大臣官房長通知)に基づき設置される協同組合等改革推進プロジェクト・チームをいう。以下同じ。)、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部経営課))に要請することとする。

不祥事件等の発生時の本所への連絡体制が確立されているか。

事件の事実関係の調査、関係者の責任追及、監督責任の明確化を図る体制が整備されているか。

行政庁への報告、警察への通報体制が確立されているか。

事件の調査・解明を事件とは独立した部署で行う体制となっているか。

不祥事件等の発生が経営に重大な影響を与えると判断される場合には、その内容を組合員(農業協同組合連合会の会員を含む。以下同じ。)に対し、適時に開示する体制となっているか。

再発防止策は不祥事件等の発生原因に照らして十分か。組織として自浄機能が発揮されているか。

#### 0 - 3 - 6 法令・定款等に違反している組合に対する措置

不祥事件等が発生した組合又は中央会に対する法第93条に基づく報告又は法第94条に基づく検査の結果、当該組合又は中央会が法令・定款その他の諸規則に違反していると認めるときは、法第95条に基づき必要な措置を採るべき旨の命令を行うこととし、その後定期的に改善状況を報告させることとする。

#### 0 - 3 - 7 組合の業務の状況等によって必要があると認める組合に対する措置

法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合については、行政庁は、当該組合が法令等に違反していると認められるときに限らず、当該組合の事業の健全な運営を確保し、

又は組合員を保護するため、当該組合の業務の状況等によって必要があると認めるときにおいても法第94条の2第2項に基づく監督上必要な命令を行うことができることから、例えば、当該組合が法令等に違反していない場合であっても、当該組合の内部管理態勢に重大な問題がある場合などにおいては、同項に基づく命令を行うこととする。

#### 0 - 4 オフサイト・モニタリングについて

(1) 検査と検査の間においても組合の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要であることから、組合の決算に係るヒアリング又は提出された業務報告書等により組合の経営状況を把握する。また、組合から提出のあった各種情報を迅速かつ効率的に分析し、分析結果の組合への還元及びヒアリングなどを通じ、経営の健全性の確保に向けた自主的な取組を促すものとする。

(2) 定期的なヒアリングの実施

オフサイトモニタリングの一環として、原則として、以下に掲げるヒアリングを定期的実施するものとする。なお、ヒアリングに当たっては、実施時期の配慮、資料の精選等により、効率的・効果的・機動的に行うよう努めるものとする。

##### 総合的なヒアリング

組合の決算状況や財務上の課題についてヒアリングするとともに、各組合における経営戦略や意思決定が具体的にどのような施策として取り組まれ、また、その取組の実施状況がどのように分析・評価されているかといった観点からヒアリングを実施する。このことにより、組合がその設立目的に照らして適正に運営されているかどうかを確認し、経営管理態勢や業務運営の強化に向けた取組を促すこととする。

##### 経営者層からのヒアリング

組合の代表者に、経営戦略及び経営方針、経営管理委員会、理事会などの機能状況等に関しヒアリングを実施する。

##### 法令等遵守態勢に関するヒアリング

組合の法令等遵守態勢、不祥事件等に係る組合の事後措置等についてヒアリングを実施する。

#### 0 - 5 検査との連携

組合及びその子会社（信用事業を行う農業協同組合連合会及びその子会社を除く。）中央会並びに農事組合法人（以下本項において「組合等」という。）に対する検査と指導監督事務との連携を以下のとおり行うものとする。

##### 0 - 5 - 1 本検査着手前

本検査着手にあたって、指導監督部局（注）は、検査責任者に対し、組合等の現状について、以下の説明を行うものとする。

前回検査から当該時点までの当該組合等の主な動き（増資、役員の変替等）  
オフサイト・モニタリングに関する分析結果（直近決算の分析結果を含む。）  
トップ面談、指導監督部局のヒアリングの結果

指導監督上の措置（報告徴求、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況  
指導監督部局として検査で重視すべきと考える点  
その他（不祥事件報告等）

（注）指導監督部局とは、地方農政局が行った検査（沖縄総合事務局検査を含む。）の場合には地方農政局協同組合等改革推進プロジェクト・チーム（沖縄総合事務局は農林水産部経営課）（以下「地方農政局等」という。）官房検査部の行った検査の場合には協同組織課（信用事業を併せ行う農業協同組合（以下本項において「総合農協」という。）の検査に係るものについては協同組織課及び農林水産省経営局金融調整課（以下「金融調整課」という。））とする。

### 0 - 5 - 2 検査終了後

指導監督部局は、検査指摘内容の把握と監督事務の円滑な実施を図るため、協同組合検査基本要綱（平成9年10月1日付け9組検第2号農林水産事務次官依命通知）第8の1に基づき検査終了後に実施する検査報告会に必ず出席するものとする。

### 0 - 5 - 3 報告命令の発出等

- （1）指導監督部局は、検査書の交付日と同日付で、組合等に対し、当該検査書における指摘事項のうち必要と認めるものについての事実確認、発生原因分析、改善策、その他を取りまとめた報告書を1ヶ月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第93条に基づき求めるものとする（様式については、別紙様式2-1を参照）。
- （2）上記報告書が提出された段階で、組合等から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、検査担当部署とも密な連携を図るものとし、検査責任者又はこれに準ずる者及び検査書の審査を担当した者又はこれに準ずる者の出席を原則として確保するものとする。
- （3）検査結果及び法第93条に基づく報告書の内容等により、法令等遵守態勢又はリスク管理態勢の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第93条に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。また、自主的な改善努力に委ねたものでは当該組合等の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合には、法第94条の2に基づく業務改善を求めるものとする。

なお、検査結果及び法第93条に基づく報告書の内容等により、組合等（子会社を除く）の業務又は会計に法令及び定款等に違反する事項を認めるときは、法第95条に基づき必要な措置を採るべき旨を命ずるものとする。

- （4）上記（1）又は（3）に基づく命令により報告書が提出された場合及び法第94条の2又は法第95条に基づく命令又は指示を発した場合は、

指導監督部局が協同組織課（総合農協の検査に係るものについては協同組織課及び金融調整課）である場合は、協同組織課から

指導監督部局が地方農政局等である場合は協同組織課を經由して官房検査部に報告するものとする。

#### 0 - 5 - 4 自己資本基準未達組合に対する指導

オフサイトモニタリングや検査により、組合が施行令第3条の2（自己資本の基準）又は第3条の3（信用事業に係る経理の他の経理への資金運用の基準（以下「他部門運用基準」という。））に定める基準に達していない（他部門運用基準については基準を超過している）と認められる場合又は多額の投資計画があり同基準を下回る（他部門運用基準については基準を超過する）ことが確実と見込まれる場合は、以下により早期に基準に達するよう是正を促すものとする。

- (1) 施行令第3条の2又は第3条の3に定める基準に達しない組合（他部門運用基準については基準を超過している組合）又は基準を下回る（他部門運用基準については基準を超過する）ことが確実と見込まれる組合に対しては、直ちに改善又は投資抑制を指導する必要があるが、組合の財務状況や必要不可欠な固定資産投資の発生等を勘案した場合、計画的な改善努力を促す方が円滑かつ着実な実効を確保できる場合も考えられることから、こうした組合に対しては、法93条第1項後段の規定に基づき、自己資本の増強等を内容とする改善計画の提出を求め、当該計画の実効性、妥当性を審査するとともに、その実行が図られるよう指導するものとする（改善計画の様式については、別紙様式2-2を参照、厚生連については別紙2-3を参照）。
- (2) 上記(1)により提出を求めた組合に対しては、毎年度ヒアリングを実施し、その進捗状況の確認を行うものとする。
- (3) 上記(2)のヒアリング等を通じ、組合が改善計画の実践に意識的に取り組まず又は自主的な改善努力に委ねていては改善が図られないと認められる場合には、法第94条の2に基づく業務改善又は法第95条に基づき必要な措置を採るべき旨を命ずるものとする。

#### 0 - 5 - 5 都道府県の対応

都道府県においても検査書の交付日と同日付けで法第93条に基づく報告を求める等、国に準じた対応が行われることが望ましい。

### 0 - 6 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律への取組の強化

#### 0 - 6 - 1 公正取引委員会との連携

組合は、法第9条の規定により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（「独占禁止法」という。）の一部が適用除外とされている。しかしながら、「不公正な取引方法」については、適用除外となっておらず、これまでも、公正取引委員会による排除措置命令等が行われている。

こうした事実を踏まえ、「不公正な取引方法」については、厳しくチェックしていく必要があることから、組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いのある事実を知り得た場合には、公正取引委員会に対し、当該事実を連絡するなど、連携を図り対応していくものとする。

## 0 - 6 - 2 報告命令・改善命令の発出

組合により、不公正な取引方法が行われた場合には、公正取引委員会により独占禁止法第20条に基づく排除措置命令が発せられることが想定される。

しかしながら、当該命令においては、同条により「当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置」を命ずることとされていることから、必ずしも再発防止に向けた取組までを求める内容とならない場合もあると考えられる。

このような場合には、不公正な取引を行った組合に対し、独占禁止法違反の再発を防止するために講じた措置等について、法第93条に基づく報告を求めるものとするとともに、必要に応じ、法第94条の2に基づく業務改善又は法第95条に基づく必要な措置を採るべき旨を命じ、当該組合での独占禁止法違反の再発を防止するための体制整備等の構築及び実行を命ずるなどの措置を講ずるものとする。

## 0 - 6 - 3 都道府県の対応

都道府県におかれても、所管する組合が独占禁止法違反によって公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合において、当該措置のみでは十分でない認められる場合には、国に準じた対応を行うことが望ましい。

## 0 - 7 行政処分を行う際の留意点について

### 0 - 7 - 1 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて

#### 0 - 7 - 1 - 1 行政処分

組合及び中央会並びに農事組合法人（以下本項において「組合等」という。）に行う主要な不利益処分（行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、法93条に基づく報告徴求命令、法第94条の2に基づく業務改善命令、法第94条の2に基づく業務停止命令、法第95条に基づく必要措置命令、法第95条に基づく業務停止又は役員の変更の命令、法第95条に基づく規程の承認の取消し、法第95条の2に基づく解散命令があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

#### （1）法第93条に基づく報告徴求

立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリング、不祥事件等届出書など）を通じて、組合等のリスク管理態勢、法令等遵守態勢、経営管理態勢等に問題があると認められる場合においては、法第93条に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。

報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、法第93条に基づき、追加報告を求めることとする。

#### （2）法第93条に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、組合等の自主的な改善への取組を求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記（1）において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。

必要があれば、法第93条に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。

(3) 法第94条の2に基づく業務改善命令

上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、例えば、法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合、又は、組合の自主的な取組では業務改善が図られないと認められる場合などにおいては、法第94条の2に基づき、当該事業の健全な運営を確保するため業務の改善計画の提出とその実行を命ずること又は監督上必要な命令をすることを検討する。

(4) 法第94条の2に基づく業務停止命令

上記(3)の業務改善命令を発出する際、業務の改善に一定期間を要し、その間、当該業務の改善に専念させる必要があると認められる場合においては、法第94条の2に基づき、改善期間を勘案した一定の期限を付して当該業務の停止を命ずることを検討する。

(5) 法第95条に基づく必要措置命令

上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、法令、法令に基づく行政処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程に違反すると認められるときは、法第95条に基づき、必要な措置を採るべき旨を命ずることを検討する。

(6) 法第95条に基づく業務停止命令又は役員改選の命令

組合等に対し上記(5)の必要措置命令を発出したにもかかわらず、組合等が当該命令に従わない場合は、法第95条第2項に基づき、当該業務の全部若しくは一部の停止又は役員改選を命ずることを検討する。

例えば、一部の理事による独断専横のため、理事会が機能していないなどにより、改善に向けた真摯な取組が組織として行われていない場合には、本措置を命ずることを検討する。

(7) 法第95条に基づく規程の承認の取消し

上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、組合等が信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程に定めた特に重要な事項に違反していることが認められ、上記(5)の命令を発出したにもかかわらず、これに従わないときは、法第95条に基づき、違反した事業に係る規程の承認の取消しを検討する。

(8) 法第95条の2に基づく解散命令

組合等に対し、上記(5)の必要措置命令を発出したにもかかわらず、当該命令に従わず、重大な法令等の違反又は公益を害する行為が多数認められる等により、今後の業務の継続が不相当と認められる場合においては、法第95条の2に基づく解散命令を検討する。

注)上記(3)(4)(5)又は(6)の行政処分と同時に、制度改革等により可能となった新規業務への進出を一定期間行わせないこととする等の措置を命ずることが検討される場合がある。

## 0 - 7 - 1 - 2 行政処分を検討する際に勘案すべき要因

上記0 - 7 - 1 - 1の(3)から(8)までの行政処分を検討するには、以下の(1)から(3)までに掲げる要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味することとする。

### (1) 当該行為の重大性・悪質性

#### 公益侵害の程度

組合等が、例えば、利用者の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品等を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

#### 利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

#### 行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の商品等を販売し続ける行為を行うなど、組合等の行為が悪質であったか。

#### 行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

#### 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

#### 組織性の有無

当該行為が現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

#### 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

#### 反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

### (2) 行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

代表理事や理事会の法令等遵守に関する認識や取組は十分か。

内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、組織内教育が十分になされているか。

### (3) 軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、組合等自身が自主的に業務の改善のための取組を行っている、といった軽減事由があるか。

### 0 - 7 - 1 - 3 標準処理期間

0 - 7 - 1 - 1の(3)から(8)までの不利益処分をしようとする場合には、上記0 - 7 - 1 - 1の(1)の報告書を受理したとき、又は不祥事件等の届出(法第93条に基づく報告を求めた場合は、当該報告書)を受理したときから、原則としておおむね1ヶ月(処分が地方農政局等を経由して農林水産本省において行われる場合、処分が地方農政局等において行われるが農林水産本省との調整を要する場合又は処分が他省庁との共管法令に基づく場合は、おおむね2ヶ月)以内を目途に行うものとする。

(注1)「報告書又は届出を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

複数回にわたって法第93条に基づく報告を求める場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。

提出された報告書又は届出に関し、資料の訂正、追加提出等(軽微なものは除く。)を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。

(注2)弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。

(注3)標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

### 0 - 7 - 1 - 4 法第94条の2等に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除

法第94条の2に基づき業務改善命令又は法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出する場合には、当該命令に基づく組合等の業務改善に向けた取組をフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、組合等の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなっているが、以下の点に留意するものとする。

(1)法第94条の2に基づき業務改善命令又は法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出している組合等に対して、当該組合等の提出した業務改善命令の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来するまでの間報告を行うことにより、当該組合等の報告義務は解除される。

(2)法第94条の2に基づき業務改善命令又は法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出している組合等に対して、当該組合等の提出した業務改善命令の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善命令に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告や0 - 5 - 2により説明を受けた検査結果等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

### 0 - 7 - 2 行政手続法との関係等

(1)行政手続法との関係

組合等(中央会を除く)に対し上記0 - 7 - 1 - 1(3)から(5)の不利益処分をしようとする場合には、行政手続法第13条第1項第2号に基づき弁明の機会を付与し、上記0 - 7 - 1 - 1(6)から(8)までの不利益処分をしようとする場合には、同法第13条第1項第1号に基づき聴聞を行わなければならないことに留意する。

また、いずれの場合においても、同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意する。

(注) 行政手続法第4条第2項第2号により、中央会は、同法第2章及び第3章の適用除外となる。

## (2) 行政不服審査法との関係

組合等に対し上記0-7-1-1(1) (3)から(8)までの処分をしようとする場合には、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

## (3) 行政事件訴訟法との関係

組合等に対し上記0-7-1-1(1) (3)から(8)までの処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

## 0-7-3 意見交換制度

### 0-7-3-1 意義

不利益処分を行おうとする場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手續の前に、組合等からの求めに応じ、指導監督部局と組合等との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

### 0-7-3-2 監督手法・対応

法第93条に基づく報告徴求命令に係るヒアリング等の過程において、自組合等に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した組合等から、当局の幹部(注1)と当該組合等の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合(注2)であって、当局が当該組合等に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分をする必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

(注1) 当局の幹部の例：経営局担当課室長又は地方農政局等担当課長以上

(注2) 組合等からの意見交換の機会の設定の求めは、当局が、当該不利益処分の原因となる事実についての法第93条に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

## 0-7-4 関係当局等との連携及び連絡

(1) 地方農政局等において、上記0-7-1-1(1)から(8)の不利益処分をしようとする場合には、協同組織課(信用事業を行う組合に対し処分をしようとする場合には金融調整課)との十分な連携により、これらの事務を行うものとする。

また、必要に応じて、地方農政局等間において密接な連携に努め、さらに、必要に応じて関係当局等への連絡を行うものとする。

(2) 協同組織課(信用事業を行う組合に対し処分をしようとする場合には金融調整課)

において、上記0 - 7 - 1 - 1 ( 1 ) から ( 8 ) の不利益処分をしようとする場合には、必要に応じて、関係当局・海外監督当局等への連絡を行うものとする。

#### 0 - 7 - 5 不利益処分の公表に関する考え方

上記0 - 7 - 1 - 1 ( 3 ) から ( 8 ) までの不利益処分については、他の組合等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により組合等の経営改善に支障が生じるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

#### 0 - 8 個人情報の保護に関する法律に関する取組について

総合事業体である組合においては、その取り扱う個人情報も多く、個人情報漏えい等による社会的影響はもとより、農協経営に対する影響も大きいことから、個人情報取扱事業者として各事業の遂行に当たって遵守すべき法令等の規定並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び個人情報ガイドライン（農林水産省版）はもとより、他の事業分野に関するガイドラインを遵守する必要がある。

特に、個人情報保護管理者の設置を含めた責任体制の確保、事業者が行う措置の対外的明確化等により、組合が個人情報を適切に管理する態勢となっているか指導を徹底する必要がある。

なお、組合は、個人情報保護法違反又は同法違反のおそれが発覚した場合には、個人情報ガイドライン（農林水産省版）第10 - (6)の規定に基づき、事実関係及び再発防止策等について、速やかに、都道府県知事に報告するよう努めることとされているが、都道府県知事に対しては当該報告を受けた場合は、毎月分を取りまとめの上、翌月20日までに地方農政局（沖縄県にあっては沖縄総合事務局、北海道にあっては協同組織課）あて報告するよう要請するものとする。

ただし、漏えいした個人情報の量が多い事案（おおむね500件以上）、機微情報が漏えいしているなど二次被害の可能性がある事案、類似事案の発生する可能性が大きい事案については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第11条第3項に基づき、農林水産大臣自ら個人情報保護法第32条から第34条に基づく事務を行うことを検討する必要があることから、こうした事案が発生した場合については、速やかに都道府県知事から地方農政局（沖縄県にあっては沖縄総合事務局、北海道にあっては協同組織課）に対して報告するよう要請するものとする。

また、地方農政局及び沖縄総合事務局においては、これらの報告について、協同組織課あてに報告するものとする。

## 1 組合の組織

### 1 - 1 組合の設立、定款変更及び解散

組合の設立、定款変更及び解散の認可に係る手続は、以下によるものとする。

#### 1 - 1 - 1 申請書類

組合の設立、定款変更及び解散の認可に係る申請書の受理に当たっては、法第59条第2項（法第64条第3項において準用する場合を含む。）において申請者に対して設立等に関する報告書を要求できることとされていることに基づき、法第59条第1項において提出を求めている定款及び事業計画書を含め、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる報告書（定款や事業計画書等の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合においては、必要に応じ当該報告書の提出を求めるものとする。

#### (1) 設立に係る認可申請書類

設立認可申請書（様式については、別紙様式3を参照）

理由書

定款

事業計画書

設立経過報告書

法第55条に規定する発起人会の開催に関する書類（発起人名簿及び発起人会の開催を証する書類）

法第56条に規定する設立準備会の開催手続に関する書類（設立目論見書、設立準備会公告の写し）

法第57条に規定する設立準備会の開催に関する書類（定款作成委員名簿、設立準備会の議事録の写し）

法第58条に規定する創立総会の開催に関する書類（創立総会の開催公告の写し、創立総会の議事録（謄本））

その他必要な書類（組合員たる資格を有する者の設立同意書綴り、役員就任承諾書の写し等）

#### (2) 定款の変更に係る認可申請書類

定款変更認可申請書（様式については、別紙様式4を参照）

理由書

定款変更新旧対照表

定款全文（現行のもの）

定款変更の議決をした総会（総代会）議事録（謄本）

その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

#### (3) 定款変更に係る届出

定款変更届（様式については、別紙様式4-2を参照）

理由書

定款変更条文新旧対照表

現行定款全文

定款変更の議決をした総会（総代会）議事録（謄本）

その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

（４）解散に係る認可申請書類

解散認可申請書（様式については、別紙様式５を参照）

理由書

解散の議決をした総会（総代会）の議事録（謄本）

清算人名簿

解散時の財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録）

その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）

1 - 1 - 2 審査要領

組合の設立、定款変更及び解散に関し、法第59条第1項（設立）、第44条第2項（定款変更）及び第64条第2項（解散）に基づき認可を行う場合は、次の事項（解散の認可にあっては、形式的事項に限る。）について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとする。

（１）形式的事項

申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。

申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。

定款は法第28条に規定する事項がすべて網羅されているか。

決定手続きは法第44条、第46条等に照らし、適法に行われているか。

（２）内容に関する事項

目的、事業等の基本的事項（総則）は、法第1条、第10条等の規定に照らし適正か。

事業の執行の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

組合員に関する規定は、法第12条の規定の範囲となっているか。

経費の分担に関する規定は、会員間の公平性が確保できるものとなっているか。

会計の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

役職員の規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。

総会に関する規定は、法第43条の2、第44条等の規定に照らし、合法的に行われるものとなっているか。

組合が行うことを予定している事業について、相応する経営的基礎を有しているか。

組合による事業活動の遂行において、当該活動が疎かになる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。

地区の重複する組合が複数設立される場合においては、当該組合が相対立する方針に基づいて事業を実施するなどにより、かえって当該地区の農業の振興を図る上で支障が生じるおそれはないか。

1 - 1 - 3 留意事項

（１）地区の重複についての取扱い

農協はその事業活動を通じて組合員に奉仕することを目的としているが、多様化する組合員ニーズのすべてに的確に応えることが困難となっており、組合のサービスに満足しない組合員も増えている。組合員へのサービス向上のためには、当該組合が改善の努力をすることが基本であることはいうまでもないが、それぞれの農協がサービス面での競争を行うよう、多様な組合の設立を可能とすることも必要である。

すなわち、組合の地区が重複することについては、組合相互間の適正な競争によるサービスの質の向上や隣接組合が異なる共同利用施設を所有している場合において隣接地区の農民が当該施設の組合員として利用ができること等により組合員として利便性が向上するといったメリットがある。

このため、地区の重複により、農協合併の推進、地域農業の振興、組合運営の健全性確保等に支障が生じる場合を除き、地区の重複を認めることとしたが、地区の重複が地域農業の振興上著しい支障となるかどうかについて、判断の参考にするため、法第60条第2項に基づき、関係市町村及び関係都道府県農業協同組合中央会（以下「都道府県中央会」という。）との協議を義務付けている。

協議を受ける関係市町村及び関係都道府県中央会は、重複する地区をその地区の全部又は一部とする市町村及び都道府県中央会であり、複数ある場合は、そのすべてに協議するものとする。なお、関係市町村及び関係都道府県中央会に協議を行っている期間は、法第61条第1項に定める期間に算入され、行政庁は当該期間が満了するまでに合理的な理由を示して不認可処分としない限り、設立が認められることに留意する必要がある。

## （2）全国農業協同組合中央会の定める模範定款例との関係

認可申請のあった定款の内容が、法第73条の22第3項の規定に基づき全国農業協同組合中央会（以下「全国中央会」という。）の定める模範定款例と同じ場合には、速やかに認可するものとする。模範定款例と異なる定款を有する組合の設立又は定款の変更の申請がなされた場合においては、模範定款例に比して、組合運営の健全性がより高まる場合には、速やかに認可することとし、そうでない場合には、当該組合の実情に照らし合理性があるか、組合員の利益につながるかを厳正に審査するものとする。

## （3）理事及び経営管理委員の定数に係る取扱い

理事及び経営管理委員の定数に関する定款の審査については、以下の方針によるものとする。

### 非常勤理事数について

ア) 非常勤理事を増加させることは理事会の開催を困難なものとし、開催頻度が低下する可能性が高いので、好ましくないものと考えられる。

イ) このため、非常勤理事数を増加させようとする組合については、定款変更を認可せず経営管理委員会制度を導入するよう指導するものとする。

### 常勤理事数について

業務執行体制を強化する上で、職務に専念する常勤理事を増加させることは望ましいことから、組合の事業に関し専門的知識を有する者を登用するためなど業務執行が

強化されることが明らかな場合には、定款変更を認可するものとする。

経営管理委員数について

ア) 経営管理委員は、業務執行に農業者等の意見を反映させることを主眼とするものであり、理事会のように頻繁に開催する必要もないことから、人数がある程度多くても差し支えないものと考えられる。

イ) したがって、経営管理委員会制度導入に際して、経営管理委員数が従来の非常勤理事数より多くなっても差し支えない。

ウ) また、女性や青年農業者等の担い手の声を反映させるため、これらの者の経営管理委員への就任を確実なものとなるよう、担い手枠等を設置することが望ましい。

エ) 経営管理委員会制度の導入後、経営管理委員数を増加させようとする場合についても、基本的に定款変更を認可して差し支えない。

#### (4) 学識経験役員 の取扱い

全国中央会の定める模範定款例においては、常勤の理事及び監事の資格要件として「組合の業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものでなければならない」という規定(以下「フィット・アンド・プロパー規定」という。)を盛り込んでいる。

従来の農林水産省の指導方針や模範定款例では、組合の業務執行体制の強化を図るため、組合の業務に永年従事していた者など事業内容につき十分な識見と能力を有する者を「学識経験者」と呼び、役員のうち一定数を充てるよう指導してきたところである。

しかしながら、全国中央会では、

この「学識経験者」に関する規定は、当初想定していた役員の適性を表すものとしてではなく、単に「職員出身の役員」の員数を確保するための規定と理解・運用されてきたこと、

常勤役員の適性を表す点では、銀行法や農林中央金庫法でも用いられているフィット・アンド・プロパー規定の方が具体的で適切であること、

信用事業を行う組合には常勤理事3人以上の設置が義務づけられることから、実態上も、実務に精通した者が理事に就任する途は広がること、

そもそも「学識経験者」という言葉自体が行政指導によるものであり、行政通知を廃止した段階で根拠を失っていること、

等を踏まえ、「学識経験者」に関する規定を廃止し、代わりに、フィット・アンド・プロパー規定を導入したものである。

このため、定款変更の認可に当たっても、「学識経験者」に関する規定は、模範定款例に従い、フィット・アンド・プロパー規定に置き換えるよう指導するものとする。

なお、実務に精通した者が役員に就任しているかどうかについては、行政検査等でチェックし、不十分と認める組合には定款違反として指導を行うものとする。

#### (5) 女性役員 の登用について

男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)に基づく男女共同参画基本計画(第2次)においては、女性が農業就業人口の過半を占め、農業や農村社会で重要な役割を果たしていることを踏まえ、女性の農協役員等への登用を図るため、女性役員等の

参画目標の設定、定期的なフォローアップの強化等を求めている。

また、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づく食料・農業・農村基本計画においても、同様に、農協の女性役員等の参画目標の設定及びその達成に向けた普及啓発等を推進することとされている。

これらのことを踏まえつつ、また女性の参画を促進し、農協の経営に多様な視点を導入することにより、農協の改革が促進されるものと考えられることから、女性役員枠を設置することなどにより、農協における女性の役員への就任が促進されるよう指導するものとする。

なお、農協の男女共同参画の促進においては、その趣旨の周知、先進農協での取組の紹介などにより、女性が農協の意思決定に参画できる環境の整備を図ることが重要であることから、中央会においてもJ A全国大会決議等を踏まえた取組を行うよう指導するものとする。

#### 1 - 1 - 4 非課税措置の適用を受ける厚生連に対する適切な管理について

##### (1) 法人税法上の要件の管理について

医療法（昭和23年法律第205号）第31条の規定に基づく公的医療機関を設置する厚生（医療）農業協同組合連合会（以下「厚生連」という。）については、法人税法上一定の要件に該当するものにつき、財務大臣の指定を受けて公益法人等課税（収益事業課税）の適用を受け、かつ、厚生連が行う医療事業及び老人福祉事業については、収益事業に該当しないこととされている。このため、これらの要件として定められた事項に変更がある場合には、事前に財務省主税局に対して報告する必要があることから、その取扱いについて以下のとおり指導するものとする。

##### 法人税法別表2 関係

厚生連において、次に該当する事由が生じる場合には、事前に所管地方農政局（その地区が県の区域未満の厚生連については、県の厚生連所管部局を通じ地方農政局）を通じ（その地区が北海道を区域とする厚生連については直接）、協同組織課まで報告するよう指導するものとする（において同じ。）。

ア）主たる事務所の移転（住居表示の変更を含む。）

イ）合併及び解散

ウ）医療事業の廃止又は全部の譲渡

エ）病院又は診療所の設置（病院から診療所・特別養護老人ホーム等への転換を含む。）移転、譲渡及び廃止

##### 法人税法施行規則第5条の2 関係

厚生連が、法人税法施行規則第5条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する要件を満たす旨を証明する書類として都道府県知事の証明書が添付されているが、当該証明を受けた内容に変更が生じる場合には、事前に都道府県衛生主管部局へ報告するよう指導するものとする。

なお、当該報告書の写しを所管地方農政局を通じ、協同組織課まで報告するよう指導するものとする。

##### (2) 定款の必要記載事項について

法人税等の非課税措置を受ける厚生連の定款変更については、定款に以下の定めが規定されていることが必要であることに留意して指導するものとする。

事業は、医療に関する事業、保健に関する事業及び老人の福祉に関する事業並びにこれらに附帯する事業に限定すること。

出資に係る剰余金配当は行わないこと。

解散したときは、その残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の厚生連に帰属すること。

### (3) 附帯事業の範囲について

厚生連の非課税事業の範ちゅうに含まれる附帯事業については、以下の基準によるものとする。また、定款を受けて厚生連の内部規定として定める規約において具体的な内容が規定されていることが非課税事業の判断において必要となることから、その点に留意して審査を行う。

なお、附帯事業の範ちゅうへ該当するかどうか懸念される事業がある場合には、規約変更在先立って行政庁へ照会を行うよう指導する。また、照会があった場合において回答に当たって判断がつかないもの等については、地方農政局（沖縄県にあっては沖縄総合事務局、北海道にあっては直接）は、協同組織課へ連絡する。

#### 附帯事業の範囲

##### ア) 医療に関する事業の附帯事業

- ・医学の調査、研究
- ・看護師等の養成
- ・患者のための生活用品等の供給
- ・患者のための車両運行等

##### イ) 保健に関する事業の附帯事業

- ・医療品等の供給
- ・保健に関する調査、情報の提供等

##### ウ) 老人の福祉に関する附帯事業

- ・利用者のための生活用品等の供給
- ・老人の福祉に関する調査、教育及び情報の提供等

#### 附帯事業の具体的な内容について

ア) 患者のための生活用品等の供給：病院、診療所内において患者の利便のため必要な生活用品等の供給に限るものとする。例としては、以下のものが考えられる。

- ・売店、食堂、病院等に一般的に必要とされる施設
- ・自動販売機（飲食物、ガス、氷、ランドリー、電話等）

イ) 患者のための車両運行：地域の交通事情等により患者のために必要やむを得ない車両の運行に限るものとする。

ウ) 医薬品等の供給：医療又は健康管理に必要な医薬品等の供給とし、医療又は健康管理指導を前提としたものに限るものとする。例としては、医薬品、体温計、包帯等を配置家庭薬、調剤薬局の方法により供給するものが考えられる。

なお、医薬品の製造は、医薬品の供給に当たり、必要やむを得ないもので補完的に行われるものに限ることとする。

エ) 老人福祉事業の利用者のための生活用品等の供給：療養型病床群を有する病院、老人保健施設内における利用者の利便のため、又は在宅サービス利用者の介護・療養の利便のために必要な生活用品等の供給に限るものとする。例としては、以下のものが考えられる。

- ・おむつ用品、清掃用具、集尿器、褥瘡予防用具等消耗品の販売
- ・車椅子、リフト、ベット等耐久品の販売、貸与

オ) 老人の福祉に関する調査、教育及び情報の提供：例としては、以下のものが考えられる。

- ・福祉・介護に関する制度、実態等に関する調査・研究
- ・ホームヘルパー等、介護・福祉専門職者の養成、及び養成研修会への講師派遣、実務研修の受け入れ
- ・福祉制度、介護技術、事例等の情報提供等

#### (4) 賦課金を課す場合について

賦課金を課すことができる旨の規定をもつ厚生連にあっては、賦課金の趣旨を踏まえてその対象事業を非収益事業に限定し、その旨についても具体的に明記されていることが必要であることにも留意する。

## 1 - 2 業務及び執行体制

### 1 - 2 - 1 業務運営について

組合の業務運営に当たっては、次に掲げる事項について実態把握に努めるとともに、改善が必要であると認める場合には、適正な運営が図られるよう是正指導を行うこととする。

#### (1) 組合員資格の確認

組合の組合員たる資格は、法第12条第1項に掲げる者で当該組合の定款で定める者とされている。特に、正組合員については、組合の管理運営に参画する権利（役員の選挙権、総会の議決権等のいわゆる共益権）を有することから、その資格の有無を確認することは、農業者の組織する組合としての性格を維持するために、極めて重要である。このため、当該組合の定款で定める組合員資格要件を満たしているかどうかを1年に1回以上定期的に確認し、資格を満たさない者については資格変更手続を行う等その適切な管理を行う必要がある。

#### (2) 員外利用制限の遵守

組合が行う事業は本来組合員の利用に供することを第一とするものであり、組合員以外の利用は、法第10条第17項に規定するように、組合員の利用に差し支えない一定の限度内に限り認められているものである。

このため、組合に対して員外利用の制限を遵守するよう指導を徹底する必要がある。

また、組合は員外利用制限を遵守するため、法第10条第1項各号に定める事業の実態に即して、事業利用者が組合員及び法第10条第22項で定める組合員と同一世帯に属する者等（みなし組合員）であることの確認方法を定めるとともに、組合員・みなし組合員と員外利用者の事業分量を把握できる体制を整備する必要がある。

### (3) 准組合員制度の運用について

正組合員の減少と准組合員の増加が恒常的となり、正准比率が逆転する組合も見受けられる状況において、非農業者である准組合員の増加により、その事業運営が正組合員の利用メリットの最大化に支障をきたすことのないよう事業運営には十分留意する必要がある。

#### 1 - 2 - 2 職員兼務理事について

職員兼務理事については、組合にとっては実務に精通した者の理事への登用を促し、理事の専門性の発揮に資するという面があると考えられる。

しかしながら、業務を執行する理事が職員と兼務することには、当該理事の職員としての身分において組合との雇用関係が継続していることから、当該理事による他の理事へのけん制が適正に行われなくなるおそれもある。特に、信用事業を行う組合で常勤理事が法定下限の3人しかいないようなときには、こうした支障が生じることのないよう十分留意する必要がある。

したがって、職員兼務理事を含む常勤理事3人体制の信用事業を行う組合で、理事のけん制機能が適正に発揮されていないような場合には、職員兼務理事を解消すること等により、組合業務の一層の高度化・専門化に対応した責任ある業務執行体制を確保するよう指導するものとする。

#### 1 - 2 - 3 信用事業専任理事について

信用事業専任の理事として選任された者は、その職務に専念し、信用事業の健全かつ円滑な実施に努めるのが基本ではあるが、信用事業と関連する業務まで一切禁止されると事業運営上支障が生ずることも考えられる。

農業協同組合が行う共済事業については、共同事業契約を通じて全国共済農業協同組合連合会が共済責任の全部を有し、共済金の支払決定も全国共済農業協同組合連合会都道府県本部において行われていること等から、農業協同組合段階だけで事業リスクを負うものではなく、また、金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号）の適用を受けるなど、信用事業との関連性が強い事業である。

このようなことから、信用事業の業務執行に支障を与えないと認められる農業協同組合においては、信用事業担当理事が共済事業を担当することもやむを得ないと考えられる。

しかしながら、農業協同組合段階においても、共済契約推進のための組合員等への対応を行い、共済金支払いに係る損害調査・査定を全国共済農業協同組合連合会都道府県本部と分担して実施するなど、共済事業について共済契約者保護の観点等に対応した適正な業務執行の責任を有しているところである。

また、信用事業の規模が大きい農業協同組合であって、不良債権比率が高い場合、または不祥事件等の発生がみられる場合等には、信用事業専任理事の他に審査等を担当する理事を別に置くことなどにより、相互にけん制することが望ましいが、現実には、そのような農業協同組合であっても、一人しかいない信用事業専任理事が共済事業を兼任している場合がある。

以上を踏まえ、信用事業の規模が大きく、不良債権・不祥事件等の問題を抱えている組

合であって、信用事業にかかる理事を複数設置すること等による相互けん制が行われておらず、かつ信用事業専任理事が共済事業を兼任している場合には、共済事業との兼任を解消するなど、信用事業専任理事の担当範囲の明確化を通じた信用事業の職務に専念する体制の構築と、共済を担当する理事を含めた他の理事とのけん制機能の発揮を促すよう指導することが望ましい。

#### 1 - 2 - 4 総会への役員選任議案提出の留意事項

「理事等の選任に関する議案」又は「監事の選任に関する議案」を総会に提出する場合における総会参考書類に記載すべき事項のうち、「当該組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要」の記載に係る「特別の利害関係」に該当するものは、法第30条第11項及び法第30条の2第3項において、組合員が役員として組合運営に当たることを原則としていることにかんがみ、例としては、以下のようなものが考えられる。

組合が行っている事業の利用に関し、その候補者との間で行う定型的な取引以外の取引関係（その候補者が組合員又は会員たる法人（組合の100%子会社は除く。）・団体の代表者又は代理人として取引関係の当事者となっている場合を含む。次のにおいて同じ。）

財産の譲渡・譲受け等組合の行う事業の利用に係る取引以外の取引関係  
法第42条に該当すると思われる関係 等

なお、積極的な情報開示の観点から、広く組合の事業の利用関係を記載することは差し支えない。

#### 1 - 2 - 5 経済事業未収金の適切な管理に係る指導

経済事業未収金については、次の事項等に留意して適正な管理を行うよう指導するものとする。

- (1) 取引品目、取引先等に応じて、決済期間が適切に設定されているか。
- (2) 貸出金等他の債権との名寄せを行う等適切な与信先管理を行うとともに、未収金が期日までに回収できない場合にはその管理・回収が適切に行われているか。
- (3) 契約で遅延損害金を請求することができることとしている場合には、その額が法令に従い適正に定められるとともに、遅延損害金の請求、減免等が内部手続を経て適切に行われているか。

#### 1 - 2 - 6 米穀等の共同計算について

組合における米穀等の共同計算については、次に掲げる事項についての実態把握に努めるとともに、適正な運営・管理が図られるよう指導するものとする。

- (1) 生産者と農業協同組合の間（農業協同組合連合会の場合は、農業協同組合と農業協同組合連合会の間）で、共同計算実施に係る契約が締結されているか。
- (2) 共同計算全体について、その運営ルールが明確化され、それが生産者に開示されているか。
- (3) 共同計算に係る業務についての職務権限が内部規程等で明確にされているとともに、

当該内部規程、就業規則等に基づき、適正に業務が遂行されているか。

- (4) 共同計算の運営に当たり、重要な事項については、理事会や生産者の参加する審議会等の議を経て決定することとされているか。
- (5) 定期的に収支・在庫状況を確認するとともに、共同計算の運営・精算等を適正に実施しているかを定期的に監査するなど客観的な管理・監査体制が構築されているか。
- (6) 各品目ごとに適切な期間を設定し、早期に精算を行っているか。
- (7) 共同計算の支出する項目は、その用途等（支出目的、支出範囲、支出基準等）が、内部規程等で明確にされるとともに、当該内部規程等に従い、適切に支出されているか。
- (8) 共同計算運営に係る情報（共同計算の収支結果、生産者手取額等）を会員及び組合員に対し、分かりやすく適切に開示しているか。

### 1 - 3 休眠組合への対応

長期にわたり事業活動を停止するなど休眠状態にある組合については、これを放置した場合には、当該組合を利用した悪質かつ不正な事件が発生し、周辺の組合の健全な事業運営に支障を来すおそれ等があることから、組合の実態調査等の結果、休眠状態であることを確認した場合においては、当該組合の解散も含めた指導監督を行うものとする。

## 2 各種規程の承認等

組合の各種規程の承認等に係る手続きは、以下によるものとする。

### 2 - 1 農地信託規程の承認

#### 2 - 1 - 1 申請書類

法第11条の23第1項又は第3項の規定に基づく信託規程(以下「農地信託規程」という。)の設定又は変更若しくは廃止の承認申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる書類(理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等)がある場合には、必要に応じ当該書類の提出を求めることとする。

##### (1) 設定承認申請書類

農地信託規程承認申請書(様式については、別紙様式6を参照)

理由書

農地信託規程全文

規程を定める議決をした総会(又は総代会)の議案及び議事録(謄本)

##### (2) 変更承認申請書類

農地信託規程変更承認申請書(様式については、別紙様式7を参照)

理由書

農地信託規程変更新旧対照表

農地信託規程全文(現行のもの)

規程変更の議決をした総会(又は総代会)の議案及び議事録(謄本)

##### (3) 廃止承認申請書類

農地信託規程廃止承認申請書(様式については、別紙様式8を参照)

理由書

規程廃止の議決をした総会(又は総代会)の議案及び議事録(謄本)

#### 2 - 1 - 2 審査要領

(1) 農地信託規程の設定又は変更の承認を行う場合は、次の要件がすべて満たされているか慎重に審査するものとする。

施行規則第50条に規定する記載事項が農地信託規程に記載されていること

事業実施組合は、信用事業を行う組合に限られること

農地法等の法令に違反することとならないこと

事業運営の健全性その他組合員の利益保護が十分に確保されていること

信託財産の貸付け及び売渡しに関する事項が組合員の農業経営の改善に資するよう定められていること

(2) 農地信託規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため、上記(1)の要件を確保するために必要最小限の条件を付すことができる。

#### 2 - 1 - 3 留意事項

- ( 1 ) 施行規則第 1 条第 2 号の「農地又は採草放牧地の利用のため必要な建物その他の工作物」とは、農道、農機具小屋、水利施設等を指すものであり、住宅は含まれない。
- ( 2 ) 農地等の信託も信託の一種である以上、当然、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けることとなるが、この事業が組合によって行われること及び一定の政策目的の実現のために認められた事業であることから、法第11条の24から第11条の28までに規定するところにより、信託法上必要な特例の設定および不適当な条文の適用除外の措置が講じられている（なお、本事業は、組合員を対象とする組合の事業であるから、営業として行われる信託事業の規制法である信託業法（大正11年法律第65号）は適用されない）。
- ( 3 ) 農地信託規程の廃止の承認に当たっては、農地等の信託が終了しても、信託財産を委託者又はその一般承継人に現実に引き渡すまでの間は、なお、信託が継続するものとみなされ、受託者は、従来どおりの管理を続ける必要がある。

## 2 - 2 宅地等供給事業実施規程の承認

### 2 - 2 - 1 申請書類

法第11条の29第 1 項又は第 3 項の規定に基く宅地等供給事業実施規程の設定又は変更若しくは廃止の承認申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合には、必要に応じ当該書類の提出を求めることとする。

#### ( 1 ) 設定承認申請書類

宅地等供給事業実施規程承認申請書（様式については、別紙様式 6 を参照）

理由書

宅地等供給事業実施規程全文

規程を定める議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本）

#### ( 2 ) 変更承認申請書類

宅地等供給事業実施規程変更承認申請書（様式については、別紙様式 7 を参照）

理由書

宅地等供給事業実施規程変更新旧対照表

宅地等供給事業実施規程全文（現行のもの）

規程変更の議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本）

#### ( 3 ) 廃止承認申請書類

宅地等供給事業実施規程廃止承認申請書（様式については、別紙様式 8 を参照）

理由書

規程廃止の議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本）

### 2 - 2 - 2 審査要領

- ( 1 ) 宅地等供給事業実施規程の設定又は変更の承認を行う場合は、次の要件がすべて満たされているか慎重に審査するものとする。

施行規則第51条に規定する記載事項が宅地等供給事業実施規程に記載されているこ

と

事業実施組合は、出資組合に限られること

- (2) 宅地等供給事業実施規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付すことができる。

### 2 - 2 - 3 留意事項

- (1) 組合が宅地等供給事業を実施する場合には、法第8条により組合員の委託に基づき行うことを原則とし、自らの収益追求のみを目的として同事業の実施することのないよう適正な事業実施が図られるよう指導監督することとする。

- (2) 法第10条第5項第1号の「転用相当農地等」とは、当該土地が農地であれば当然に農地法に基づく転用許可を受けることができるような土地である必要がある。また、同号の「農地その他の土地」とは、公共用のものを除くすべての土地（水田、畑、採草牧草地、山林、宅地など）を指すものである。

- (3) 組合が宅地等供給事業を行う場合には、次の法令等の制約があることを周知する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）に関する事項

都市計画区域又は準都市計画区域内の区域若しくは当該区域外の区域において宅地造成等の開発を行う場合には、都市計画法第29条の規定により都道府県知事等の許可を要することとなっているので、転用相当農地等の区画形質の変更を行う場合には十分注意する必要がある。特に、市街化調整区域において開発行為については、都市計画法第34条により開発行為の制限がされている。

農地法（昭和27年法律第229号）に関する事項

宅地等供給事業により、組合が農地を取得する場合及び組合員の委託により農地の区画形質の変更を行う場合には、農地法第4条又は第5条の規定により都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けること（市街化区域内農地にあつては届出）を要する。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に関する事項

組合が宅地等供給事業として転用相当農地等の売渡し又は売渡しのあっせん、貸付けのあっせん（住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は売渡しのあっせん、貸付けのあっせんを含む。）を行う場合には、宅地建物取引業者に該当するため、宅地建物取引業法第3条の規定により都道府県知事又は国土交通大臣の免許を受けることを要する。

借地借家法（平成3年法律第90号）に関する事項

土地の貸付けの事業において建物の所有を目的とする借地権（地上権又は賃借権）を設定する場合又は建設した住宅を貸し付ける場合には、借地借家法の規定が適用される。

- (4) 組合が、法第10条第5項第2号又は第3号の事業により住宅その他の施設を建設する場合には、当該事業は宅地等供給事業を全体として円滑、かつ、一体的に実施するために補完的に必要となる場合を想定して開かれたものであることから、次の場合に限り行われるよう指導すること。

住宅については、本事業により住宅団地等を建設する場合において一部組合員に住宅建設の意欲がない等の理由により組合員自身による住宅建設が行われがたく、その

ために全体的、一体的な住宅建設計画に齟齬を来すおそれがある場合。

住宅以外の施設については、当該施設の本事業に係る住宅団地等の利便を確保するために必要な店舗、駐車場、団地管理施設等の団地の居住者の利便に供する施設である場合。

## 2 - 3 農業経営規程の承認

### 2 - 3 - 1 申請書類

法第11条の32第1項及び第3項の規定に基づく農業経営規程の設定又は変更若しくは廃止の承認申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合においては、必要に応じ当該書類の提出を求めることとする。

#### (1) 設定承認申請書類

農業経営規程承認申請書（様式については、別紙様式6を参照）

理由書

農業経営規程全文

規程を定める議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本）

#### (2) 変更承認申請書類

農業経営規程変更承認申請書（様式については、別紙様式7を参照）

理由書

農業経営規程変更新旧対照表

農業経営規程全文（現行のもの）

規程変更の議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本）

#### (3) 廃止承認申請書類

農業経営規程廃止承認申請書（様式については、別紙様式8を参照）

農業経営規程廃止理由書

規程廃止の議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本）

### 2 - 3 - 2 審査要領

(1) 農業経営規程の設定又は変更の承認を行う場合は、施行規則第52条に規定する記載事項が農業経営規程に記載されているか、農業経営が法第11条の31第1項各号のいずれの場合に該当するか、同条第2項の要件が担保されているか、同条第3項から第9項までに規定する手続を経ているか、慎重に審査するものとする。

(2) 法第11条の31第1項各号の場合は、次のとおりである。

同項第1号の場合により行うときは、対象とする農地又は採草放牧地が組合の地区内であり、当該農地又は採草放牧地について、現在、担い手が不足し、又は不足することが見込まれるため、農業上の利用が適切に図られていない状況にあり、又は図られなくなることが見込まれることから、組合が当該農地又は採草放牧地を賃借し、自ら農業経営を行うことが組合員のニーズや地域の農業を維持する観点に照らして客観的に妥当であると認められる場合である。

同項第2号の場合により行うときは、農地利用集積円滑化団体として、農地売買等事業により買い入れ、又は借り受けた農地で研修等事業を行い、新たな担い手に引き継いでいく場合等担い手の育成等につながる場合である。

同項第3号の場合により行うときは、組合が農家の再建・整理を図る際に転廃業農家の農業用施設を引き受けて農業経営を行う場合や、担い手育成のために農業用施設を利用して行う農業経営など施行規則第51条の2に定める場合である。

- (3) 農業経営規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付すことができる。

### 2 - 3 - 3 留意事項

- (1) 組合は、その行う事業によって組合員のために最大の奉仕をすることを目的としており、農業経営事業については、昭和45年に当該事業が認められて以来、組合員の営農活動と競合しないと認められる受託農業経営や農地保有合理化法人として行う研修等事業などに限定されてきたところである。

平成21年6月に公布された農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）による改正後の法においては、担い手が不足する農地等が増加する中で、組合自らが、組合員のニーズに基づき、組合員の営農活動と競合しない範囲で、担い手が不足する農地等において農業経営事業を行うことができることとしたところであり、今後、組合が農業経営事業を通じて地域農業の維持を図って行くことが求められている。

- (2) 一方で、組合の農業経営事業は、組合員のニーズに基づき、組合員の営農と競合しないような形態で、安定的に行うことが重要であるため、その開始に当たっては、組合員にその趣旨、その事業を行う地区、作目等の内容を十分周知するとともに、組合内部で十分意見調整を行うよう指導する必要がある。

- (3) 組合の農業経営事業については、組合員の総意の下での安定的な事業運営を確保するとの観点から、農業経営に関する事業計画及び事業実績について毎年度総会に付議し、組合員の意思の反映が十分に図られるよう指導する必要がある。

- (4) 組合の農業経営事業は、組合員のニーズに基づき、地域の担い手との間で適切に役割分担をしつつ、組合員の営農活動を補完して行う必要があることから、

組合の農業経営事業の実施に伴うカントリーエレベータ等共同利用施設の利用、農産物等の販売等が組合員による組合の事業利用の妨げとならないよう、組合員よりも不当に有利な条件で行わないようにすること

担い手が当該農業経営事業を引き継ぐことやその対象となっている農地、採草放牧地又は農業用施設を利用して農業経営を行うことを希望する場合、これらの経営、農地の権利等の委譲を適切に行うこと

を指導する必要がある。

- (5) 農業協同組合連合会（以下「連合会」という。）が農業経営事業を行うときには、(1)から(4)までに規定するほか、以下の点に留意する必要がある。

連合会について農業経営事業を行えることとされたのは、畜産の分野等において、農業経営が専門化、大規模化していること等から、農協では当該経営を適切に行うことが困難であり、連合会が対応した方が本事業を円滑に実施できる場合も考えられる

ことによる。

このため、実施に当たっては、農協の機能を補完する観点から行われることを基本とし、連合会と農協との間で十分調整するよう適切な指導を行う必要がある。

#### 2 - 4 農業経営受託規程の取扱い

組合が法第10条第2項に規定する組合員の委託を受けて行う農業の経営（以下「農業経営受託事業」という。）を行うに当たっては、法第44条第2項に基づく定款変更の認可が必要となる。

認可申請書の受理に当たっては、農業経営の受託の条件、手続等農業経営受託事業に関する基本的事項を定めた農業経営受託規程が総会の議決を経て定められることが望ましいことから、農業経営受託規程の提出を求め、農業経営受託事業が適切に実行されるよう指導に努めることとする。

### 3 中央会

#### 3 - 1 定款変更の申請及び認可

##### 3 - 1 - 1 申請書類

法第73条の33第2項に基づく中央会の定款変更の認可に係る申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めることとする。

また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合においては、必要に応じ当該報告書の提出を求めることとする。

定款変更認可申請書（様式については、別紙様式9を参照）

理由書

定款変更新旧対照表

定款全文（現行のもの）

定款変更の議決をした総会議事録（謄本）

その他必要な書類（総会招集通知の写し、全国中央会の指導連絡文書の写し等）

##### 3 - 1 - 2 審査要領

法第73条の33第2項に基づき中央会の定款変更の認可を行う場合は、次の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとする。

###### （1）形式的事項

申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。

申請書類の内容は正確で、かつそれを証する書類が添付されているか。

法第73条の33に規定する事項がすべて網羅されているか

定款変更の決定手続きは法第73条の43の規定に照らし、適法に行われているか。

###### （2）内容に関する事項

目的、事業等の基本的事項（総則）は、法第73条の15、第73条の22等の規定に照らし適正か。

会員に関する規定は、法第73条の28に規定する範囲となっているか。

経費の分担に関する規定は、会員間の公平性が確保できるものとなっているか。

役職員の規定は、中央会の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。

業務の執行及び会計の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

総会に関する規定は、法第73条の39、第73条の43等の規定に照らし、合法的に行われるものとなっているか。

##### 3 - 1 - 3 留意事項（全国中央会の定める定款例との関係）

全国中央会は、法第73条の23第1項の規定に基づき都道府県中央会の定款例を定めるとしているため、認可申請のあった定款の内容が当該定款例と同じ場合には、速やかに認可するものとする。全国中央会の定める定款例と異なる内容の変更申請がなされた場合においては、当該都道府県中央会の実情に照らし、やむを得ないと認められる理由がある

場合を除き、他の都道府県中央会との統一性が図られるよう指導するものとする。

### 3 - 2 監査規程の承認

#### 3 - 2 - 1 申請書類

法第73条の26第3項の規定に基づく監査規程の変更又は廃止の承認申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合には、必要に応じ当該書類の提出を求めるものとする。

##### (1) 変更承認申請書類

監査規程変更承認申請書（様式については、別紙様式10を参照）

理由書

監査規程新旧対照表

監査規程全文（現行のもの）

##### (2) 廃止承認申請書類

監査規程廃止承認申請書（様式については、別紙様式11を参照）

理由書

#### 3 - 2 - 2 審査要領

(1) 全国中央会は、法第73条の23第1項の規定に基づき都道府県農業協同組合中央会監査規程例(以下「監査規程例」という。)を定めることとしているので、変更承認申請のあった内容が監査規程例と同じ場合は速やかに承認するものとする。

監査規程例と異なる内容の変更承認申請がなされた場合においては、当該中央会の実情に照らしやむを得ないと認められる理由がある場合を除き、他の都道府県中央会との統一性が図られるよう指導するものとする。

(2) 廃止の承認申請があった場合は、傘下の組合の経営指導に与える影響と合わせて検討し、全く影響がないと認める場合に限り承認するものとする。

### 3 - 3 監査実施計画に対する意見

(1) 監査計画に関し、法第73条の27第1項又は第3項の規定に基づき意見を聴取された場合は、次の点に留意した上、その計画の妥当性の判断を行うものとする。

対象組合の選定については、監査周期及び経営状況等を勘案したものとなっているか。

事業年度ごとの監査方針、重点項目が明確となっているか。

監査士の人数、日数が効率的かつ実効性のあるものとなっているか。

(2) 法第37条の2に規定する全国中央会の監査については、監査実施計画を定める必要はないが、監査事業全体の実施状況を把握しなければ妥当性の判断ができないことにかんがみ、財務諸表等監査実施計画を含めた年間の実施計画を徴し、監査事業全体の実効性・有効性の確保が図られるものであるかについても十分な審査を行うものとする。

### 3 - 4 不祥事件等の発生時の対応

中央会における不祥事件等については、組合に準じて適切に対応するとともに、不祥事件等が発生した中央会の監事は、法第73条の37において準用する法第72条の12の8第3項に基づき、総会又は主務官庁に報告する義務があることから、この確実な励行について指導することとする。

## 4 財務書類

組合の各種財務書類の作成及び開示については、以下の点に留意し指導・監督を実施するものとする。

### 4 - 1 会計慣行

組合の会計については、法第50条の5の規定に基づき、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」に従うものとされている。

ここでいう「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」とは、組合における社会通念及び実務慣行のほか、企業会計原則等を中心とする企業会計の基本原則が含まれる。

これは、開示される財務書類につき同業者との比較可能性を確保するとともに、目的が異なるとはいえ、組合の行う経済活動が外形的には会社と類似しており、企業会計の諸原則を「手段」として採用することに会計実務上の支障が少ないこと等によるものである。

#### 4 - 1 - 1 特定組合等の会計処理

企業会計審議会又は財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会から公表されている企業会計基準等（企業会計基準のほか当該会計基準を補完する適用指針及び実務対応報告等を含む。以下同じ。）は、次の 又は に掲げる組合（以下「特定組合等」という。）の会計において、原則として「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」を構成すると解されており、当該組合の会計が企業会計基準等を適切にしん酌していること又は判断根拠としていることを前提として、全国中央会又は監事による監査及び所管行政庁による検査・監督が行われることに留意する。ただし、特定組合等が適切にしん酌すべき企業会計基準等の範囲については、例えば、会社法制上の株式、新株予約権、資本金又は準備金に係る規定等協同組織と会社との法人属性自体の差異に係るものは含まれない。

法第37条の2第1項の特定組合又は法第37条の3の定款の定めがある組合（法第10条第1項第11号の事業を行う農業協同組合連合会を除く。）

に掲げる組合以外で法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合

特定組合等に適用される具体的な企業会計基準等には、例えば、次に掲げるものが含まれる。

- ・「外貨建取引等会計処理基準」（昭和54年6月26日付け企業会計審議会）
- ・「リース取引に関する会計基準」（平成5年6月17日付け企業会計審議会第1部会）
- ・「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」（平成10年3月13日付け企業会計審議会）
- ・「研究開発費等に係る会計基準」（平成10年3月13日付け企業会計審議会）
- ・「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日付け企業会計審議会）
- ・「税効果会計に係る会計基準」（平成10年10月30日付け企業会計審議会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（平成11年1月22日付け企業会計審議会）
- ・「固定資産の減損に係る会計基準」（平成14年8月9日付け企業会計審議会）
- ・「役員賞与に関する会計基準」（平成17年11月29日付け企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（平成18年7月5日付け企業会計基準委員会）

- ・「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(平成20年11月28日付け企業会計基準委員会)

#### 4 - 1 - 2 特定組合等以外の組合の会計処理

特定組合等以外の組合についても、企業会計基準等の原則的な会計処理が採用されることが望ましい。

他方、特定組合等以外の組合は、販売・購買等の経済事業を中心とする組合が大部分であり、このような事業を行う組合にあっては、特定組合等と異なり、一般的にリスクの高い金融商品を保有せず、多数の組合員等利用者から貯金等の形で直接資金を受け入れることもない。また、比較的少数の組合員のほかは固定的な取引先との商取引が事業活動の大宗を占めている実態が見受けられる。

このような事業規模・特性の実態を踏まえれば、当該組合にとって重要性の低い企業会計基準等を一律に強制することは、費用対効果の観点からも必ずしも適当とは言えない。

以上を踏まえ、特定組合等以外の組合にあっては、法令上明記されている事項を除き、企業会計基準等の原則的な会計処理については一律に強制適用することは求めず、法令上明記されていない資産及び負債の評価等については、「中小企業の会計に関する指針」(平成17年8月1日付け日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会)を判断の拠り所とすることを推奨するものとする。

なお、一概に特定組合等以外の組合といっても、その規模・事業の種類は多様であり、個別具体的な会計処理については、漸進的な会計品質の向上を旨とした指導監督がなされることが望ましく、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮する必要がある。

(注1) 特定組合等以外の組合に適用される会計処理については、現行実務の実情及び費用対効果の観点から、施行規則においても「税効果会計に係る会計基準」の不適用や「金融商品に関する会計基準」に基づく有価証券の時価評価等を行わない場合であっても、ただちに違法とはならないよう明定しているところである(施行規則第193条・第134条)。

(注2) リース取引は、「リース取引に関する会計基準」により通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとされているが、特定組合等以外の組合については、「中小企業の会計に関する指針」に規定する所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち借手の会計処理につき、同指針に基づき通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができることとされていることに留意する。

(注3) 病院、診療所等を開設している法第10条第1項第11号の事業を行う農業協同組合連合会(厚生連)については、上記のほか、厚生労働省から法人としての会計基準を「病院会計準則」に極力整合するよう要請されていることに留意する。

(関連通知)

「病院会計準則の改正について」(平成16年8月19日付け医政発第0819001号厚生労働省医政局長通知)

#### 4 - 1 - 3 会計環境の変化への対応

昨今の経済活動の高度化・複雑多様化の急速な変化に対応する形で、組合の事業内容も

高度化・複雑化しており、それを測定・報告する財務会計についても、より経済実態を反映した情報開示や経営の透明性の確保が求められている。

このため、組合において公正妥当と認められる会計の慣行についても、社会的・時代的要請を受け、あるいは組合自らの経営管理の高度化を受け、絶えず変遷するものである。

各組合においては、会計基準の制定改廃や関係法令の改正をはじめとする会計制度の最新情報の把握はもとより、それらの組合経営への影響度合の早期認識に努め、会計環境の変化に速やかに対応することが必要である。また、このような対応を通じた一層正確な財務情報の認識が、組合自らの経営管理の高度化に資することはもとより、適切な情報提供を通じて、組合員、取引先等の利害関係者の組合経営に対する信頼性を高めることとなる。

なお、多数の利用者から貯金等を受け入れる信用事業又は共済事業を行う組合にあっては、特に厳正な会計処理及び開示が求められており、他の金融機関に比べ財務情報が劣後することは、組合経営に悪影響を及ぼすおそれがあることに留意する必要がある。

## 4 - 2 財務書類の開示制度

組合に対しては、次の事項に留意し、組合員利用者、総会、行政庁その他の各方面に対して、各々の目的に適合した適切な財務書類が開示されるよう指導・監督を実施するものとする。

### 4 - 2 - 1 財務書類の開示制度の体系

法令に基づき、組合に対しては、各種財務書類の事業年度毎の開示が義務付けられているところであるが、各開示制度の概況を以下に確認する。

#### (1) 総会に提出する決算書類等

すべての組合は、法第36条及び第37条の規定に基づき、決算書類等（決算書類のほか、第37条に規定する組合にあっては部門別損益計算書を含む。以下同じ。）の総会提出及び決算書類の備置きが義務付けられている。

決算書類等の作成目的としては、組合経営の最高意思決定機関である総会において、組合役職員が組合員から負託された組合の事業・経営の遂行状況に関する説明責任を果たすこと及び事業活動の結果生じた剰余金の精算額を確定することが挙げられる。

決算書類等の義務的記載項目については施行規則本文に定めがあるほか、主要な事業種の貸借対照表、損益計算書及び部門別損益計算書の勘定科目体系が施行規則別紙様式に定められている。

#### (2) 行政庁に提出する業務報告書等

すべての組合は、法第54条の2の規定に基づき、業務報告書等（業務報告書のほか、連結子法人等を有する組合にあっては連結業務報告書を含む。以下同じ。）の行政庁への提出が義務付けられている。

業務報告書等は、行政庁が適切かつ効果的な指導・監督を実施するためのオフサイト・モニタリング等に活用される。

業務報告書等として作成する事項は施行規則本文に定めがあり、更に個別記載項目についても主な事業種別に施行規則別紙様式において定められている。

#### (3) 説明書類の公衆縦覧

法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合は、法第54条の3の規定に基づき、業務及び財産の状況を記載した説明書類（ディスクロージャー誌）を作成し、公衆の縦覧に供することが義務付けられている。

ディスクロージャー誌は、組合の金融機関としての性格を踏まえ、組合経営の透明性を確保するとともに、情報の非対称性による不利益から利用者を保護することを目的としている。

義務的記載項目については、施行規則本文及び別表に定めがあるほか、開示に当たっての留意事項について系統金融機関向け監督指針及び共済事業向け監督指針に定められており、これらの規定に従い適切な開示が図られる必要がある。

#### 4 - 2 - 2 全般的な開示態勢の整備

##### (1) 法定開示項目の遵守

各制度において開示が要請される財務書類については、各々の開示目的に即して法令上記載項目が定められている。これらの法規制は全て、組合の利害関係者とりわけ組合員の権利を保護するためのものである。各組合にあっては、少なくともこれらの義務的開示項目につき、財務書類については正確な会計帳簿を基礎として作成の上、該当法令等の定めるところに従い適時に開示する義務がある。

##### (2) 会計情報の実質的同等性の確保

開示先毎に異なる形式・体裁の財務書類を作成する場合であっても、各財務書類は単一の会計情報を基に作成されたものでなければならないことに留意する。

##### (3) 自主的開示の促進

法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合にあっては、適切な情報提供を通じて、組合員、取引先等の利害関係者の組合経営に対する信頼性を高める観点から、部門別損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書について、自主的に当該組合のディスクロージャー誌に掲載するなどにより、情報開示することが望ましい。

##### (4) 利用者本位の情報開示

組合の財務書類の開示に当たっては、組合の事業・財務に関する利用者の知識及び経験に応じた分かりやすいものとなるよう努めるとともに、ディスクロージャー誌をインターネットのホームページを活用して開示するなど、多様な利害関係者に対する情報提供が円滑に行われるよう配慮する必要がある。

#### 4 - 3 資産及び負債等の評価

組合の資産及び負債等の評価については、特に以下の点に留意して実務対応がなされるよう指導・監督を実施するものとする。

##### (1) 引当金の設定

###### 貸倒引当金の設定

信用事業実施組合等においては、財務会計上、貸出等債権につき各種会計基準のほか「預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル」等を踏まえた自己査定（組合自らが債務者の財務内容等による債務者区分及び担保・保証等による分類等を行うことをいう。）に基づく償却・引当が実施されている。

この場合において、算定された一般貸倒引当金の繰入額が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第57条の10の規定に基づき算定した額を下回る場合に、同法により算定した額を繰り入れることは、合理的な方法により算定されたものとみなすことができることに留意する。

#### 外部出資等損失引当金の設定

外部出資勘定については、実務上、外部出資の毀損に対する評価性引当金として、外部出資等損失引当金が、自己査定基準に基づき又は監査委員会報告第71号「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」（平成13年4月17日付け日本公認会計士協会）に準拠して計上されている場合がある。

この場合においても、出資先の財政状態の悪化等により当該外部出資勘定の減損処理が必要と判断された場合には、減損処理を行い、当該引当金は取り崩す必要があることに留意する。

#### 利益留保性引当金廃止の徹底

引当金については、税法の定めにかかわらず、企業会計原則注解18及び施行規則第191条第2項の定めるところにより一定要件を満たすものについては適正額を計上することとされているが、これらに規定するもの以外の引当金は計上することができないので留意する必要がある。仮に負債性を有しない引当金が負債計上されている場合には、当該引当金を取崩し特別利益に計上した上で、必要に応じ剰余金処分を通じて任意積立金として計上することとなる。

### (2) 「退職給付に係る会計基準」の適用

特定組合等以外の組合にあっても、職員に対する退職金制度がある場合には「退職給付に係る会計基準」に準拠した退職給付引当金の計上が必要である。

退職給付引当金を新たに設定する組合については、会計処理変更時の影響を緩和するため、適切な移行期間を設定することが認められるものとする。

（補足：施行規則第130条第1項及び第191条第2項第2号の退職給付引当金等の用語は、「退職給付に係る会計基準」にいう退職給付引当金等を指すものである。）

### (3) 「固定資産の減損に係る会計基準」の適用

特定組合等における「固定資産の減損に係る会計基準」の適用に当たり、資産のグルーピング及び共用資産の取扱いについては、組合の経営の実態が適切に反映されるよう配慮して行うものとする。

共用資産は、組合全体に係る共用資産とされる場合のほか、複数の資産又は資産グループに係る共用資産とされる場合もあることに留意する。

なお、育苗施設やカントリーエレベーターなどの農業関連施設等は、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するときには、共用資産に含むこととできる場合があることに留意する。

（補足：施行規則第128条第2号及び第187条第2項の減損損失等の用語は、「固定資産の減損に係る会計基準」にいう減損損失等を指すものである。）

### (4) 「リース取引に関する会計基準」の適用

組合が農業関連施設等を農業者に利用させる取引が「リース取引に関する会計基準」におけるリース取引に該当する場合には、「リース取引に関する会計基準」に規定するリース取引の種類（所有権移転ファイナンス・リース取引、所有権移転外ファイナンス・リース取引、オペレーティング・リース取引）に応じ、リース取引の貸手としての会計処理を行うことに留意する。

#### （５）組織再編行為の際の資産及び負債の評価

合併後の組合（合併後存続する組合又は合併によって設立する組合をいう。以下同じ。）は、当該合併により消滅する組合の合併対象財産には、例えば合併契約又は事業計画書において、合併の日までに当該合併により消滅する組合の重要な事業の譲渡が予定されている場合など例外的な場合を除き、当該合併により消滅する組合における当該合併の直前の帳簿価額を付さなければならないことに留意する。

### 4 - 4 決算書類の作成

法第36条の規定に基づく決算書類の作成については、施行規則に定めるところによるほか、特に以下の点に留意して指導・監督を実施するものとする。

#### （１）全般的な留意事項

決算書類の各記載項目については、施行規則の定めるところによるほか、適切かつ分かりやすい表示がなされるよう指導するものとする。

施行規則に定められた義務的な記載項目以外の情報を自主的・積極的に記載することは、組合員等に対する情報開示の促進の観点から望ましい。

決算書類については、書面全体の具体的なひな型は法定されておらず、各組合の自主性に委ねられている。したがって、各組合にあっては、例えば必要に応じて財務数値に加え図表等を用いる等の独自の工夫を行うことが望まれる。

#### （２）個別記載項目に係る留意事項

施行規則別紙様式に貸借対照表及び損益計算書の様式が定められている組合にあっては、貸借対照表及び損益計算書は、原則として施行規則別紙様式に規定される勘定科目等に即して作成するよう指導するものとする（施行規則第106条・第117条）。

ただし、例えば、組合が主として販売する農畜産物が特定のものである、組合の事業が一部の事業に限定されている等により、組合の財産及び損益の状況を適切に示すために、当該様式によることができない場合はこの限りではない。

貸借対照表の純資産の部の表示に関しては、施行規則において企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（平成17年12月9日付け企業会計基準委員会）に準拠した表示区分が義務付けられているところである（施行規則第98条・別紙様式）。

この中で、任意積立金については、貸借対照表上も組合独自に定められている個別名称（特別積立金、圧縮積立金、施設整備積立金、別途積立金等）をもって表示することとし、個別積立金の内訳を明らかにしない名称をもって一括記載することは適切でないことに留意する。

信用事業又は共済事業を行う組合以外の組合にあっては、施行規則の定めるところにより、貸借対照表上の資産及び負債につき流動・固定分類が行われている（施行規

則第95条・第96条)。

この中で、特に有価証券等については、次の表示区分がなされる必要があることに留意する。

- ・ 1年以内に満期の到来する有価証券(及び売買目的有価証券)……流動資産
- ・ 外部出資(株式・出資金等)及び長期保有有価証券(国債その他の債券等)……固定資産

信用事業実施組合以外の組合であっても、複数の事業を行う場合にあっては、損益計算書の事業総利益計算は、事業別に区分表示することが義務付けられている(施行規則第108条第12項)。

各組合にあっては、法令等で区分管理が義務付けられている事業のほか、少なくとも購買事業及び販売事業については、事業総利益計算を区分表示することとする。

注記表において、ファイナンス・リース取引により使用する固定資産に係るオフバランス情報の開示が求められている(施行規則第127条第1項第4号)。

当該注記の具体的記載内容については、各リース資産の物理的な内容等の定性的な明細が求められているが、多額のリース資産を保有する組合等にあっては、自主的に定量的な情報(リース物件の取得価額相当額・未経過リース料残高相当額等)が開示されることが望ましい。

附属明細書については、法令上、事業報告に関する附属明細書とその他の決算書類(貸借対照表、損益計算書及び注記表)に関する附属明細書とに分割して規定されているが、各附属明細書について独立の書面をもって作成する必要はなく、一体として作成することでも差し支えない(施行規則第141条・第142条)。

決算書類においても、組合単体の財務情報に加え、子会社等を含む組合グループに関する情報が補足されている(施行規則第139条第7号・第141条第1項第6号)。各子会社等に関する個別情報の開示における重要性の原則の適用については、組合の連結決算において連結対象とされているか否かが一つの目途となることに留意する。

附属明細書においては、組合と役員との間の取引明細の開示が求められている(施行規則第141条第1項第7号)。

当該明細については、役員が組合との直接・間接の取引において、所定の手続を経た上で、組合に不利益を及ぼすような条件で取引を行っていないことを明らかにするため、総会において情報開示されているという趣旨を組合自身が理解の上、適切な開示に努めているか留意する。

(関連通知)

「農業協同組合及び農業協同組合連合会の役員に対する金銭債権等の開示について(回答)」(平成15年12月11日付け経営第4831号経営局協同組織課長・金融調整課長通知)

#### 4 - 5 部門別損益計算書の作成

法第37条第1項の規定に基づき、事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした書類については、各組合ごとに次の事項に留意して作成するよう指導するものとする。

4 - 5 - 1 総合農協の部門別損益計算書

( 1 ) 事業の区分

事業の区分については、施行規則第143条第2項第1号の規定に基づき、信用事業、共済事業、農業関連事業及びその他の事業の4区分とし、各区分に帰属する事業は次の事業区分表のとおりとする。

事業区分表

区 分	条 項	事 業 内 容
信用事業 (第1号イ)	第10条第1項第2号	組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
	“ “ 第3号	組合員の貯金又は定期積金の受入れ
	“ “ 第15号	前各号の事業に附帯する事業
	“ 第6項～第9項	信用事業に関連する事業
共済事業 (第1号ロ)	第10条第1項第10号	共済に関する施設(施設=事業、以下同じ。)
	“ “ 第15号	前各号の事業に附帯する事業
	“ 第10項	保険会社の業務の代理又は事務の代行の事業
農業関連事業 (第1号ハ)	第10条第1項第4号の一部	組合員の事業に必要な物資の供給(肥料、農薬等の購買事業)
	第10条第1項第5号の一部	組合員の事業に必要な共同利用施設の設置(精米施設や共同集出荷施設等の事業)
	第10条第1項第6号	農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設(共同田植、共同防除等の事業)
	第10条第1項第7号	農業用土地の造成・改良・管理、農業用土地の売渡し・貸付け、農業水利施設の設置・管理等の事業
	第10条第1項第8号	組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売
	“ “ 第15号	前各号の事業に附帯する事業
	“ 第2項	組合員の委託を受けて行う農業経営事業
	“ 第3項	組合員の委託を受けて行う農地信託事業
第11条の31第1項	後継者養成等のために行う農業経営事業	
農業倉庫業法第1条、第2条	農業者が生産した穀物等の保管事業	
上記以外の 事業 (第1号ニ)	第10条第1項第4号の一部	組合員の生活に必要な物資の供給(生活資材の購買事業)
	第10条第1項第5号の一部	組合員の生活に必要な共同利用施設の設置(保育所、託児所事業等の事業)
	“ “ 第9号	農村工業に関する施設(農村地域に工業を誘致する等の事業)
	“ “ 第11号	医療に関する施設(病院、診療所の経営等)
	“ “ 第12号	老人の福祉に関する施設(老人福祉施設の経営等)
	“ “ 第13号	農村の生活及び文化の改善に関する施設(旅行事業等)
	“ “ 第14号	組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
	“ “ 第15号	前各号の事業に附帯する事業
“ 第5項	宅地等供給事業(転用農地の売却、貸付等)	
他の法律で定められている 事業	市民農園整備促進法に基づく市民農園の開設 郵政窓口事務の委託に関する法律に基づき日本郵政公社より	

法第10条第1項第1号の事業（以下「営農指導事業」という。）及び上記4区分のどの事業にも属さない収益及び費用（以下「共通管理費等」という。）については、その全額を上記4区分の事業に配賦するものとする。

#### （2）部門別損益の計算方法等

部門別の事業収益及び事業費用については、その発生源に応じ（1）の で示した事業区分及び営農指導事業の5区分に忠実に帰属させた上で、当該事業ごとの事業総利益を算定し、その合計額を損益計算書の事業総利益と一致させるものとする。

事業管理費については、その支出目的等から特定の事業部門に帰属することが明らかなものについては、可能な限り当該事業部門に直課するものとする。直課できない事業管理費（共通管理費）については、組合で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない（「管理部」等の区分を別に設けることも認めない。）

なお、事業管理費の総額については内部統制が可能となるよう予算（事業計画）段階で設定することとする。

事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失の配賦については、その性質に応じて関係する事業部門に直課し、直課できないものについては、組合で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦する。

営農指導事業については、税引前当期利益計算後の額全額を、組合で採用する合理的な配賦基準により（1）の で示した4区分の事業に配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない。

なお、営農指導事業とは、法第10条第1項第1号の規定に基づく農業の経営及び技術の向上に関する指導に限るものであり、生活指導員や販売事業専属指導員の人件費等は含まないことに留意すること。また、営農指導事業の収入及び支出の総額については内部統制が可能となるよう予算（事業計画）段階で設定することとする。

部門別損益計算書の末尾に、共通管理費等及び営農指導事業の各部門への配賦基準及び配賦割合を注記するものとする。なお、共通管理費等として各部門に配賦された事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失が相当多額であり、かつその配賦基準が共通管理費の配賦基準と異なるときは、それぞれの配賦基準及び配賦割合を注記するものとする。

### 4 - 5 - 2 経済連等の部門別損益計算書

#### （1）事業の区分

事業の区分については、施行規則第143条第2項第2号の規定に基づき、米穀、園芸農産、畜産、生産資材その他の品目等ごとの農業関連事業並びに生活購買、燃料その他の農業関連事業以外の事業に区分する。なお、区分する事業は、各々の経済連等における事業の性格、取組状況等を加味し、また会員及び組合員が経済連等が行っている各事業運営の実態についてよりの確に把握できることを念頭に区分するものとする。

上記区分のどの事業にも属さない収益及び費用（以下「共通管理費等」という。）

については、その全額を上記により区分した事業に配賦するものとする。

#### (2) 部門別損益の計算方法等

部門別の事業収益及び事業費用については、その発生源に依り(1)の で示した事業区分に忠実に帰属させた上で、当該事業ごとの事業総利益を算定し、その合計額を損益計算書の事業総利益と一致させるものとする。

事業管理費については、その支出目的等から特定の事業部門に帰属することが明らかなものについては、可能な限り当該事業部門に直課するものとする。直課できない事業管理費(共通管理費)については、経済連等で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない。

なお、事業管理費の総額については内部統制が可能となるよう予算(事業計画)段階で設定することとする。

事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失の配賦については、その性質に応じて関係する事業部門に直課し、直課できないものについては、経済連等で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦する。

(1)の で示した事業区分の中に法第10条第1項第1号の事業(以下「営農指導事業」という。)がある場合には、税引前当期利益計算後の額全額を、経済連等で採用する合理的な配賦基準により(1)の で示した区分の事業に配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない。

なお、営農指導事業の収入及び支出の総額については内部統制が可能となるよう予算(事業計画)段階で設定することとする。

部門別損益計算書の末尾に、共通管理費等及び営農指導事業(事業区分に営農指導事業がある場合に限る。)の各部門への配賦基準及び配賦割合を注記するものとする。なお、共通管理費等として各部門に配賦された事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失が相当多額であり、かつその配賦基準が共通管理費の配賦基準と異なるときは、それぞれの配賦基準及び配賦割合を注記するものとする。

### 4 - 5 - 3 厚生連の部門別損益計算書

#### (1) 事業の区分

事業の区分については、施行規則第143条第2項第3号の規定に基づき、医療施設及び老人福祉施設の別ごととし、それぞれの施設の運営方法を加味し、会員が厚生連の行っている事業運営の実態についての的確に把握できることを念頭に区分するものとする。

上記区分のどの事業の区分にも属さない収益及び費用(以下「共通管理費」という。)については、原則として、その全額を上記区分に配賦するものとする。なお、共通管理費については、本部として独立した事業の区分として部門別損益計算書を作成した方が、会員が厚生連の行っている事業運営の実態についてよりの的確に把握できる場合には、独立した事業の区分として認めるものとする。

#### (2) 部門別損益の計算方法等

部門別の事業収益、事業費用については、その発生源に依り(1)の で示した事業の区分に忠実に帰属させた上で、当該事業ごとの事業総利益を算定し、その合計額

は損益計算書の事業総利益と一致させるものとする。

共通管理費については、その支出目的等から特定の事業部門に帰属することが明らかなものについては、可能な限り当該事業部門に直課する。直課できない共通管理費については、(1)の趣旨に基づき厚生連で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦するものとする。

なお、共通管理費の総額については内部統制が可能となるよう予算(事業計画)段階で設定することとする。

事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失の配賦については、その性質に応じて関係する事業の区分に直課し、直課できないものについては、組合で採用する合理的な配賦基準により各事業部門に配賦する。

#### 4 - 5 - 4 部門別損益情報等の開示の促進

部門別損益計算書の総会への提出に当たっては、組合員が組合運営の実態についての確に判断を下し、運営改善に積極的に参画できるよう、損益計算書と同様の内訳を明らかにしたり、支所・支店別、場所別、主要施設別等の収支明細を付するなどにより、一層の情報開示がなされることが望ましい。

また、この場合には、部門別の資産についての情報は、部門別に事業の利益を生み出すために使用された資源を明らかにするために有用であることから、部門別損益情報と併せて情報開示が促進されることが望ましい。

#### 4 - 6 業務報告書等の作成

法第54条の2の規定に基づく組合の業務報告書等の提出については、施行規則に定めるところによるほか、次により指導するものとする。

##### 4 - 6 - 1 全般的な留意事項

###### (1) 業務報告書等の様式

法第54条の2第1項及び第2項の規定により、施行規則第202条の規定に基づき作成して提出する組合の業務報告書等は、施行規則別紙様式の定めのある組合については当該様式に即し作成するものとし、その他の組合にあっては、当該組合が毎事業年度の総会に提出する決算書類によって差し支えない。

###### (2) 業務報告書等の金額の表示の単位

業務報告書等の金額単位は千円とし、端数は切り捨て又は四捨五入するものとする。ただし、資産総額が5百億円以上の組合にあっては、百万円単位とし、端数は切り捨て又は四捨五入とすることを妨げない。

##### 4 - 6 - 2 キャッシュ・フロー計算書の作成に当たっての留意事項

###### (1) 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、組合ごとに以下の範囲とする。

信用事業を行う組合

貸借対照表上の「現金」並びに「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金  
その他の組合

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、  
価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資）

(2) キャッシュ・フロー計算書の表示区分

キャッシュ・フロー計算書には、1会計期間におけるキャッシュ・フローを組合ご  
とに以下の3つに区分して表示することとする。

信用事業を行う組合

ア) 事業活動によるキャッシュ・フロー

事業損益計算の対象となった取引（信用事業に係る貸付け、貯金等の受入等を含  
む。）の他、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載す  
る。

イ) 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得及び売却、有価証券の取得、売却及び償還、金銭の信託の増加及  
び減少並びに外部出資の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。

ウ) 財務活動によるキャッシュ・フロー

出資の増額による収入並びに借入れによる収入及び借入金の返済による支出（劣  
後特約付借入れ及び信用事業以外の設備借入れに限る。）等の資金の調達及び返済  
によるキャッシュ・フローを記載する。

その他の組合

ア) 事業活動によるキャッシュ・フロー

事業損益計算の対象となった取引の他、投資活動及び財務活動以外の取引による  
キャッシュ・フローを記載する。

イ) 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得及び売却、有価証券（現金同等物を除く。）の取得、売却及び償  
還、外部出資の取得及び売却並びに資金の貸付け及び貸付金の回収等によるキャッ  
シュ・フローを記載する。

ウ) 財務活動によるキャッシュ・フロー

出資の増額による収入並びに借入れによる収入及び借入金の返済による支出等の  
資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。

(3) 利息及び配当金の表示区分

利息及び配当金に係るキャッシュ・フローは、組合ごとに以下の区分に表示するこ  
ととする。

信用事業を行う組合

受取利息、受取配当金及び支払利息は「事業活動によるキャッシュ・フロー」の区  
分に記載する（信用事業資産に係る受取利息及び受取配当金は「資金運用による収入」、  
信用事業負債に係る支払利息は「資金調達による支出」として記載する。）

支払配当金については、支払事業分量配当金は「事業活動によるキャッシュ・フロ  
ー」の区分に記載し、支払出資配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区  
分に記載する。

その他の組合

受取利息、受取配当金及び支払利息は「事業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。

支払配当金については、支払事業分量配当金は「事業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、支払出資配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。

その他、キャッシュ・フロー計算書の作成に当たっては、企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」(平成10年3月13日付け)を適切にしん酌するものとする。

#### 4 - 6 - 3 連結業務報告書の作成に当たっての留意事項

##### (1) 重要性の原則の適用

連結業務報告書の連結の範囲に含める子法人等の範囲並びに非連結子法人等及び関連法人等に対する持分法の適用範囲については、重要性の原則を適用するものとする。

重要性の原則の適用については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下、「連結財務諸表規則」という。)第5条第2項及び第10条第2項の規定並びに日本公認会計士協会監査委員会報告第52号「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」(平成5年7月21日付け。以下、「監査上の取扱い」という。)に従うこととし、組合及びその子会社等の財政状態及び経営成績を適正に表示させる観点から、量的側面と質的側面の両面で並行的に判断し、個々の子会社等の特性を十分考慮して連結の範囲等を決定するものとする。

ただし、総合農協は信用事業を併せ行う総合事業体であることから、監査上の取扱いに掲げる各基準のほかに、次に掲げる基準を加えるとともに、業として土地又は建物の売買を行う子法人等は必ず連結子法人等とすることとする。

<非連結子法人等の負債・出資基準>

非連結子法人等の負債額のうち持分に見合う額及び農協の非連結子法人等への出資額の合計額  
農協の自己資本の額( )

( ) 貸借対照表上の自己資本の額

また、信用事業を行う組合の連結業務報告書の連結の範囲に含める子法人等の範囲は、法第11条の2の規定に基づく農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号)第11条の規定に基づき自己資本比率を算出するために作成する連結財務諸表の範囲(金融子会社については重要性の原則を不適用、その他の子法人等については同原則を適用)と同じとする。

##### (2) 連結貸借対照表等の表示方法

連結貸借対照表等の科目の分類については、原則として親組合の個別貸借対照表等における科目の分類を基礎としなければならないものとし、子会社等の勘定体系は親組合の勘定体系に整合させて表示するものとする。

ただし、組合及びその子会社等の財政状態及び経営成績について誤解を生ぜしめない限り、科目を集約して表示することができる。

#### 4 - 6 - 4 業務報告書等の経営局への送付

地方農政局長又は沖縄総合事務局長は、所管組合から施行規則の定めるところにより、事業計画書及び業務報告書等の提出があった場合には、当該資料の写しを、速やかに経営局長に提出するものとする。

#### 4 - 6 - 5 中央会の事業報告書等

中央会に対しても、毎事業年度の総会に提出される事業計画書、事業報告等は重要な資料であるので、これらの資料の提出を求め、適切な指導監督に努めるものとする。

## 5 子会社等

子会社等は、協同組合活動の一環として、組合の事業活動の補完及び合理化等を目的に設立されているところであるが、設立目的が不明確なもの、多額の赤字を抱え、組合本体の経営に重大な影響を及ぼす例がみられる。

このため、子会社等の設立及び管理の適正化を図ることにより、組合本体の経営の健全性を確保していくことが必要となることから、以下により子会社等の管理運営に関する指導監督を行うものとする。

### 5 - 1 定義

子会社等とは、組合が法第54条の2第2項に基づき、連結業務報告書を作成する場合の連結対象子会社等をいう。

### 5 - 2 資料の提出

#### 5 - 2 - 1 資料の提出の要請

##### (1) 定期的な資料の提出の要請

子会社等の管理の適正化等を通じた組合本体の経営の適正化を図るため、特に必要となる子会社等に関する資料として、次に掲げるものについては、組合に対して、毎年7月末日までに各所管行政庁への提出を求めるものとする。なお、組合が資料の任意提出に応じない場合は、法第93条第1項の規定による提出命令を発出するなどして、適切な監督が行われるよう努めることとする。

ア) 当該組合の子会社等に係る財務等の状況(様式については、別紙様式12-1を参照)

イ) 当該組合の子会社等に係る管理状況(様式については、別紙様式12-2を参照)

ウ) 新たに設立された子会社等(合併及び分割により設立された子会社等を含む。)

にあつては、当該子会社等の定款、事業計画、出資者の構成及び役員の構成に関する資料

の資料の提出の要請は、2以上の組合が共同して関連法人等を設立している場合にあつては、それらの組合のうち当該関連法人等に対し、その有する議決権が最も多い組合に対して行うものとし、議決権数が同数の場合にあつては、当該組合中に上部機関が含まれている場合には上部機関とする等行政庁が提出をすべき組合を指定するものとする。

##### (2) 必要に応じた資料の提出の要請

(1)の場合のほか、行政を適正に処理するために特に必要となる子会社等に関する資料については、(1)の に準じて、随時当該組合からの提出を求めることとする。

#### 5 - 2 - 2 提出資料の精査

提出された資料については、次の観点等に留意しつつ、子会社等の設立、管理及び経営が適正になされているかどうかについて法に基づいて提出される連結業務報告書とと

もに精査し、特に必要と認める場合には、組合に対して指導監督を行うこととする。

- ( 1 ) 子会社等に対する出資又は子会社等の設立、合併及び分割が、組合の事業目的に照らし逸脱するものでないかどうか。
- ( 2 ) 子会社等の定款の変更及び資本金の額の増減がなされた場合は、子会社等の設立目的、事業内容からみて妥当かどうか。
- ( 3 ) 子会社等の経営内容が、組合本体の経営に悪い影響を与えてないかどうか。

### 5 - 2 - 3 経営局への報告

#### ( 1 ) 組合に係る提出資料

行政庁は、所管組合の当該資料を取りまとめ（様式については、別紙様式13 - 1及び13 - 2を参照）（都府県庁の所管する組合にあっては、地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、北海道にあっては直接）を經由し）、8月末日までに経営局長に提出することとする。

#### ( 2 ) ( 1 ) 以外の組合に係る提出資料

地方農政局長又は沖縄総合事務局長は、( 1 ) 以外の組合の当該資料を取りまとめ（様式については、別紙様式13 - 1及び13 - 2を参照）、8月末日までに経営局長に提出することとする。

### 5 - 2 - 4 経営局による提出資料の集計・分析及びフィードバック

#### ( 1 ) 提出資料の集計・分析

経営局は、提出された資料を基に子会社等の財務状況、管理状況等につき集計・分析をすることとする。

#### ( 2 ) ( 1 ) の結果のフィードバック

経営局は、子会社等の財務状況、管理状況等の集計・分析結果を取りまとめ（都府県庁の所管する組合にあっては、地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、北海道にあっては直接）を經由し）、所管行政庁にフィードバックすることとする。

### 5 - 3 指導に当たっての留意事項

子会社等の設立・管理運営に関する指導監督に当たっては、組合本体の経営の健全性を確保するため、以下の点に十分留意して対応するものとする。

#### 5 - 3 - 1 設立

- ( 1 ) 組合が設立できる子会社等は、株式会社又は合同会社である。合名会社又は合資会社を設立し、無限責任社員となることについては、責任の範囲が組合の全財産に及び、組合経営に重大な支障を与えるおそれがあることから認めるべきでない。
- ( 2 ) 組合の定款に会社の株式の取得又は法人への出資に関して規定されている場合は、組合において適正な手続きを経ているか確認する必要がある。

### 5 - 3 - 2 管理運営

- ( 1 ) 子会社等の適正な管理運営が確保されるためには、組合において、管理部署、経営内容の把握の方法、管理の方法等を内容とする「子会社管理規程」等が経営管理委員会又は理事会の議決を経て定められることが望ましい。
- ( 2 ) 子会社等の業務及び財産の状況を記載した書類を、毎事業年度、通常総会で報告するなど、組合による適正な管理運営がなされるよう指導するものとする。
- ( 3 ) 子会社等の目的が達成されたと認められる場合など、組合が子会社等を有しておく必要性の乏しい場合は、解散、出資の引揚げ等所要の措置をとるよう指導するものとする。

## 6 合併

農協系統においては、事業基盤の強化を図ること等を目的として、合併構想を策定し、広域合併の推進に取り組んでいるところである。

合併認可申請に対する審査上の留意事項は次のとおりであるが、当該合併が都道府県内農協合併構想の着実な実現に資するものとなっているか確認するほか、合併構想に基づく合併に参加していない農協（以下、「未合併農協」という。）がある場合には、当該未合併農協及び中央会に対し取組方針を明確にするよう確認すること等により、未合併農協の早期解消を促すものとする。

### 6 - 1 合併後の組合の事業経営に関する計画の樹立

組合は、合併により合併後の組合が適正かつ能率的な事業経営を行うことができるよう、共同して、合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画（以下この項において「事業計画書」という。）を立てるものとする。

組合の合併は、基本的に合併しようとする組合の組合員及び役職員の総意が不可欠であるので、組合が合併後の経営に係る事業計画書を樹立するに当たっては、総会又は総代会（以下「総会等」という。）において議決する前に集落座談会等を開催して組合員等にその趣旨及び内容を周知させ、組合員等の意思の反映に努めるとともに、あらかじめ、系統組織、市町村等の意見を十分に聴き、合併に対する理解と協力を得ながら進めていくものとする。

#### 6 - 1 - 1 事業計画書の記載事項

- (1) 合併の基本方針に関する事項
  - 合併しようとする組合の名称
  - 合併の目的
  - 日程
  - 職員の引継、財産の評価及び整理
  - 出資一口金額に対する持分調整
- (2) 合併後の組合の事業経営についての基本方針に関する事項
  - 地域農業の振興に関する方針
  - 各事業の実施方針、重点及び改善事項
  - 機構及び業務分掌等経営管理の改善強化
  - 増資、欠損補てん、財務の健全化等
  - 地区内農業団体及び関係機関との連携
- (3) 合併契約の基本となるべき事項
  - 合併の方法
  - 被合併組合の組合員に与える出資金又は交付金
  - 財務確認日以降合併日までの間における財産の移動に対する処置
  - 設立委員の選出及び人数
  - 新定款又は定款変更の基本となるべき事項
- (4) 施設の統合整備に関する事項

## 施設の種類

### 当該施設の統合整備の概要

- (5) 合併後の組合と組合員との間における利用及び協力の強化方策
  - 組合員の意思を事業経営に表わす方法
  - 事業経営方針の組合員への徹底方法
  - 下部組織及び協力組織の育成強化
- (6) 合併後組合の3か年事業計画(合併の日を含む事業年度以後3事業年度の事業計画)
  - 取扱品目、取扱数量、手数料率、利率等
  - 損益計画
- (7) 固定した債権の償却に関する方策(別紙記載例を参照)
  - 基本的合意事項
  - 合併組合に引き継ぐ固定した債権の総額
  - 合併組合に引き継ぐ貸倒引当金等の総額
  - 固定した債権の償却等に関する計画

## 6 - 1 - 2 留意事項

- (1) 事業計画書の策定に当たっては、合併後の組合の自然的、経済的、社会的諸条件に照らして次の「及び」に掲げる事項等を十分検討するとともに、都道府県中央会の意見を聴いて、慎重に策定することが必要である。
  - 組合の地区及び規模についての判断に係る検討事項
  - ア) 経済的事情
    - 農業生産の状況、農産物の集出荷その他流通市場の実情、農業関係施設の設置状況、総合農協にあっては地域の金融事情及び資金規模等
  - イ) 社会的事情
    - 地方行政との関連、国及び地方公共団体が行う農業関係施策との関連、地域的社会的慣行等
  - ウ) 地理的条件
    - 地形及び地勢、交通事情等
    - 合併後の事業経営のあり方に係る検討事項
  - ア) 多様化する組合員のニーズを的確に把握、かつ、主産地形成・販売力の向上・生産コストの引き下げ等により地域農業振興の司令塔として十分な機能発揮ができるものであること。
  - イ) 組合員に対するサービスの向上に資するものであること。
  - ウ) 金融自由化の進展等社会経済情勢の変化に対応し得る経営基盤を有しているものであること。
  - エ) 財務の基礎及び内容が強化され、かつ、健全化されるものであること。
  - オ) 管理費の節減、職員の合理的な配置、事務の改善その他組合経営の合理化及び効率化が図られるものであること。
- (2) 合併しようとする組合は、事業計画書の議決を合併の議決を行う総会等において行うことは差し支えないが、この場合には、それぞれ個別議案として総会等に提出し議

決を得る必要がある。

## 6 - 2 申請及び認可

組合の合併の認可に係る手続きは、以下によるものとする。

### 6 - 2 - 1 申請書類

組合の合併の認可に係る申請書の受理に当たっては、信用事業を行う組合については、信用事業命令第57条の規定に基づき、次の書類の提出が義務付けられているが、それ以外の組合についても、法第65条第3項において準用する法第59条第2項の規定により申請者に対して合併に関する報告書を要求できることとされていることに基づき、次の書類の提出を求めることとする。

また、審査を行う上で必要となる報告書がある場合においては、必要に応じ当該報告書の提出を求めることとする。

合併認可申請書（別紙様式14及び15を参照）

合併の理由書

合併を議決した総会（総代会）の議事録（謄本）

合併契約書及び覚書（謄本）

法第65条第4項において準用する法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録）

法第65条第4項において準用する法第49条第2項及び第50条第2項に規定する手続（法第49条第3項の規定により、法第92条第2項の規定による公告を、官報のほか、法第92条第2項の規定による定款の定めに従い、同項第2号又は第3号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、これらの公告）を経たことを証する書面

総代会で合併を議決した組合にあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類

法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）

合併後の組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（農業協同組合連合会にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類

新設合併の場合にあっては、法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録（謄本）

合併経過を記載した書面

施行規則第209条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）

その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）

なお、法第65条の2第1項の規定により合併後存続する組合が総会の議決を経ないで行う合併の認可に係る申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

合併認可申請書（別紙様式16を参照）

合併の理由書

合併によって消滅する出資組合が合併を議決した総会（総代会）の議事録（謄本）

合併後存続する出資組合が合併の方針を議決した理事会（法第30条の2第4項の組合にあっては経営管理委員会）の議事録（謄本）

合併契約書及び覚書（謄本）

法第65条第4項において準用する法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

法第65条第4項において準用する法第49条第2項に規定する手続（法第49条第3項の規定により、法第92条第2項の規定による公告を、官報のほか、法第92条第2項の規定による定款の定めに従い、同項第2号又は第3号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、これらの公告）及び第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面

合併によって消滅する出資組合が総代会で合併を議決した場合は、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類

法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）

合併後存続する出資組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（農業協同組合連合会にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書、事務所の位置を記載した書類

合併経過を記載した書面

合併により消滅する出資組合の総組合員（准組合員を除く。）の数が合併後存続する出資組合の総組合員（准組合員を除く。）の数の5分の1（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを証する書面及び合併により消滅する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを証する書面

合併後存続する出資組合の総組合員の6分の1以上の正組合員が合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面

施行規則第209条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）

その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会の議事録の写しなど）

## 6 - 2 - 2 審査要領

組合の合併に関し、法第65条第2項に基づき認可を行う場合は、以下の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、合併が真に意義のあるものとなるよう審査するものとする。

### （1）基本的事項

組合員の意思反映が適正に行われたか。

組合員の日常的な活動に適切に対応した営農活動や支所機能の充実が図られ、組合員との結びつきにも十分配慮したものであるか。

関係機関や団体等との連携が図られているか。

合併後、組合が行うこととなる事業について、相応する経営的基礎を有しているか。

合併により事業・組織の健全性が損なわれる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。

合併により地区の重複する組合が複数設立される場合にあっては、当該組合が相対立する方針に基づいて事業を実施するなどにより、かえって当該地区の農業の振興を図る上で支障が生じるおそれがないか。

## (2) 形式的事項

申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。

申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。

定款は法第28条に規定する事項がすべて網羅されているか。

決定手続きは法第46条、第65条等に照らし適法になされているか。

合併契約は、施行令第3条の7第1項に規定する内容となっているか。

新設合併の場合は、法第66条等に規定する手続きが適正になされているか。

合併に因って消滅した組合に係る権利義務の承継が適正になされているか（消滅した組合における適正な手続きがなされているかどうかも含む）。

合併によって消滅する組合、合併後存続する組合にあっては、法第65条の3に基づく手続きが行われているか。

## (3) 定款の内容に関する事項

目的、事業等の基本事項（総則）は、法第1条、第10条等に照らし適正か。

事業の執行の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

組合員に関する規定は、法第12条の範囲となっているか。

経費の分担に関する規定は、会員間の公平性が確保できるものとなっているか。

会計の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

役職員の規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。

総会に関する規定は、法第43条の2、第43条の4、第43条の5、第43条の6、第44条等に照らし、合法的に行われるものとなっているか。

### 6 - 2 - 3 留意事項

吸収合併のときはもちろん、新設合併のときも、法第60条第2項の規定は準用されないため、地区の変更があっても関係市町村及び関係中央会との協議は不要である。

## 7 農事組合法人

農事組合法人は、農業生産の協業を助長するため、農業に係る共同利用事業や農作業の協同化に関する事業を行うほか、農業者が農地、労働力等を提供しあい、共同して農業経営を行うものであり、生産行程における協同組織体として比較的小規模で人的結合の強い組織であるという性格から、その組織は行政庁の監督を必要最小限にとどめ、組合員の自主的な運営に委ねている。

このため、農事組合法人に対する監督は、組合と異なり、設立、解散、合併、定款変更等の認可は不要で、単に届出（設立については法第72条の16第4項、解散については法第72条の17第2項、合併については法第72条の18第3項）でよいほか、請求検査（法第94条第1項）、随時検査（法第94条第3項）及び常例検査（法第94条第4項）の適用はなく、報告徴収（法第93条）、違法の疑いのある場合の検査（法第94条第2項）、違法行為に対する必要措置命令（法第95条）及び解散命令（法第95条の2第1号及び第3号）の規定の適用があるにとどまっている。

しかしながら、農事組合法人の中には、事業活動が不十分なものや活動内容が不適正なものもあることから、農事組合法人の事業活動の活発化を図るとともに、不適正な活動を行っているものについては是正を図っていく必要がある。

このため、農事組合法人の指導・監督に当たっては、以下により対応するものとする。

### 7 - 1 指導監督に当たっての留意事項

- (1) 農事組合法人は、組合と異なり財務状況書類などの行政庁への提出義務がないことから、農事組合法人の一般的な状況に関する資料であって、農事組合法人の事業活動を活発化する等のために特に必要なものについては、適宜、法第93条に基づく報告徴求を行うなど、農事組合法人の実態調査に努めるものとする。
- (2) 農事組合法人の設立の照会等があった場合には、別紙農事組合法人定款例等を参考に、農事組合法人設立の目的が達成されるよう適切なアドバイスを行い、農民の自由な創意が尊重されるとともに、実情に即した定款が作成されるよう対応する。また、必要に応じて、知見を有する最寄りの相談窓口（市町村、農業委員会、農業会議、農業法人協会等）を紹介するものとする。
- (3) 法第72条の8第1項第2号に規定する「農業に関連する事業」については、農業生産を行う農事組合法人の経営体質を強化するため認められていることにかんがみ、その関連事業が農業の規模に比較してより大きくなった場合など、当該関連事業を独立の事業として営むことが適当と判断される場合には、農業部門と切り離し、関連事業部門を別法人化するか、又は、法第73条の2以下の規定により農事組合法人を株式会社に組織変更するよう指導するものとする。
- (4) 法第72条の10第1項4号に規定する「当該農事組合法人からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受ける者又はその事業の円滑化に寄与する者」については、構成員の安定性という観点から、農事組合法人と5年以上の長期の契約を締結している者を想定している。
- (5) 組合が農事組合法人に対して行う出資は、法人の経営の安定及び発展を図っていく

ための支援方策としてのものであることから、法人の支配を目的とした出資が行われないよう留意する。

- (6) 組合の農事組合法人に対する出資については、その態様により組合員の行う営農に対する影響が考えられることから、組合員の賛成の下に行われる必要があり、組合員に対する十分な説明を行うなど特に慎重な手続きが採られるよう指導する。
- (7) 地区については、組合員の住所がある最小行政単位（市町村区）又はそれ以下を基本としていることから、地区が最小行政単位を超える場合や複数県をまたがる場合には、明確な理由を確認する。

## 7 - 2 法令違反の農事組合法人に対する指導監督

一部農事組合法人において、農事組合法人成立後の届出を怠っている事例や農業以外の事業を定款に定めている事例など、法令に違反した事例が見受けられているところである。

農事組合法人制度は、農業生産法人の一形態として農業施策の一翼を担う重要な制度であり、その運用が適正に行われる必要があることから、法令違反の農事組合法人に対する指導・監督に当たっては、上記7 - 1（指導監督に当たっての留意事項）のほか、特に以下の点に留意し指導監督するものとする。

また、法令違反については罰則の規定（法定外事業の実施（法第101条第1項第1号）設立又は解散の届出義務違反（法第101条第1項第2号の2）等）の適用もあることから、農事組合法人が法を遵守するよう指導するものとする。

- (1) 農事組合法人が成立したときは、成立の日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款を添えてその旨を行政庁に届け出なければならない（法第72条の16第4項）とされているが、これを怠る農事組合法人が見受けられることから、各行政庁は、設立の届出を行っていない農事組合法人の有無について法務局等と可能な限り連携を図り調査するものとする。

なお、農事組合法人の地区が他の行政庁の管轄区域となっている農事組合法人を発見した場合は、しかるべき行政庁に対し、その旨連絡するものとする。

- (2) 設立の届出を怠っている農事組合法人及び法定外事業を実施している農事組合法人等に対しては、速やかに報告徴求命令（法第93条第1項）を発出し、当該農事組合法人の実態調査に努める。その結果、報告徴求命令に従わない場合や法定外事業を実施していることが確認できた場合等においては必要措置命令（法第95条1項）の発出、状況に応じては解散命令（法第95条の2第1号及び第3号）の発出も視野に入れて対応するものとする。
- (3) 農事組合法人を設立するには、3人以上の農民が発起人となることを必要とする（法第72条の16第1項）が、農民以外の者が発起人となっている事例が見受けられる。また、理事は、組合員である農民（法第72条の10第1項）でなければならないが、農民以外の者が理事となっている事例が見受けられる。このため、行政庁への届出の受理に当たっては、発起人が農民であることを資料（所得証明書、耕作地証明書等）により確認をするものとする。

- ( 4 ) 実際の払込済出資金総額と登記事項証明書に記載されている払込済出資金総額に相違がある事例が見受けられる。このことは、あたかも多額の出資があるように見せかけることとなり、取引関係者を混乱させることになる。よって、払込済出資金総額については、農事組合法人に対して金融機関等が発行する出資金保管証明書の提出を求め、実際の払込済出資金総額の確認に努めることとする。

### 7 - 3 休眠法人への対応

長期にわたり事業活動を停止するなど休眠状態にある農事組合法人については、これを放置した場合には、当該法人を利用した悪質かつ不正な事件が発生し、周辺の農民や農事組合法人の健全な事業運営に支障を来すおそれ等があることから、農事組合法人の実態調査等の結果、休眠状態にある農事組合法人を発見した場合においては、当該法人の解散も含めた指導監督を行うものとする。